

平成16年第3回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成16年6月28日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第3 議案第39号 本巢市都市計画審議会条例について
- 日程第4 議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算について
- 日程第14 議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第17 議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第18 議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第19 議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計について
- 日程第20 認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算について
- 日程第21 認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算について
- 日程第22 認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第3 議案第39号 本巢市都市計画審議会条例について
- 日程第4 議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一

部を改正する条例について

- 日程第6 議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算について
- 日程第14 議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第15 議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第16 議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第17 議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第18 議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第19 議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計について
- 日程第20 認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算について
- 日程第21 認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算について
- 日程第22 認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算について
- 追加日程第23 議案第59号 物品売買契約締結について(コミュニティバス購入)
- 追加日程第24 本巢市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員の選任について
- 追加日程第25 閉会中の継続審査申出書について

出席議員(49名)

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優

20番 宮 脇 孝 男
22番 川 口 金二郎
24番 小 川 幸 雄
26番 山 田 澄 男
28番 大 熊 和久子
30番 大 西 徳三郎
32番 林 和 治
34番 宮 川 久 夫
36番 高 橋 一
38番 高 橋 義 和
40番 遠 山 利 美
44番 稻 葉 信 春
46番 鶉 飼 静 雄
48番 三 島 智恵子
50番 中 野 治 郎

21番 小 澤 菊治郎
23番 後 藤 寿太郎
25番 園 部 隆 雄
27番 上 谷 政 明
29番 竹 中 光 夫
31番 戸 部 弘
33番 春日井 万 里
35番 高 橋 秀 和
37番 出 村 宏 行
39番 高 田 弥
41番 杉 山 潔
45番 瀬 古 孝 雄
47番 川 村 高 司
49番 白 井 茂 臣
51番 白 木 健

欠席議員（1名）

43番 村 瀬 治

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	助 役	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
参与兼合併 プロジェクト室長	新 谷 哲 也	総 務 部 長	溝 口 義 弘
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	土 川 隆
健康福祉部長	中 村 節	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上下水道部長	林 賢 一	教 育 委 員 会 事 務 局 長	堀 部 秀 夫
根 尾 総 合 支 庁 長	島 田 克 広		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

副議長（戸部 弘君）

御報告いたします。

議長が、6月24日夜、体調を崩され入院されました。

そこで、本日の本会議は、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の代行を行います。

午前9時24分 開議

開議の宣告

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は48名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

副議長（戸部 弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に会議規則第81条により、議席番号30番 大西徳三郎君、32番 林和治君を指名いたします。

日程第2 議案第38号及び日程第3 議案第39号（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第2、議案第38号 市道路線の認定及び廃止についてと、日程第3、議案第39号 本巢市都市計画審議会条例についてを一括議題といたします。

議案第38号、議案第39号については、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、審査の経過並びに結果を産業建設常任委員長から報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

産業建設常任委員会の審議・審査の結果を報告いたします。

6月24日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設常任委員会を開催いたしました。委員会には委員1名の欠席がありましたが、11名と議長が出席し、議案説明のため内藤市長、守屋収入役、服部産業建設部長、林上下水道部長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求めまして、付託された9議案、審議案件1件について、さきに説明を受けているので質疑を行い、慎重に審議・審査を行いました。

議案第38号 市道路線の認定及び廃止については、西部連絡道路と他の道路とのネットワーク整備のため、市道の路線を認定及び廃止する必要があるためのものでありまして、全会一致で原案の

とおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号 本巢市都市計画審議会条例については、都市計画区域の地域や都市施設の市長の諮問により、慎重審議して決定するために審議会を置くものでありまして、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

副議長（戸部 弘君）

議案第38号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

これより質疑を行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

38号についてお尋ねをいたします。

この市道路線の認定及び廃止について、真正地内において用地買収も困難が予想されるというような話が出されておりますが、そういうことについて当局は承知をしているのかということと、その内容について、もしこの決定がされた場合にネックになる可能性があるのか、その点についての検討内容についてお尋ねをいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

実は、この路線につきましては、既に真正区域において事業説明をさせていただいております。小柿において2回、それから先日25日には宗慶地域、十四条、八ツ又においても説明をさせていただいております。その折には、この予定路線ということで説明を済ませておりまして、その説明会の折にはそういった具体的なお話は実はございませんでしたが、今御指摘のようなお話は、一部の人が聞いております。

当面は、県の方への認可申請のこういう形で進めてまいりますので、この路線を認定して一応進めていくという中で、クランクの部分から北へ岐阜・関ヶ原線までの道路の改良についても、小柿の説明会の折にその改良を進めてほしいという御意見が出ております。この件につきましては、この路線とは別の路線でございまして、そういったことについて、また御指摘のことについて、今後、補助事業でございまして、県・国と協議を進めていきたいというふうに今の段階では考えております。よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

51番。

51番（白木 健君）

この路線の問題については、私、情報を随分おくれて申しわけなかったんですけど、聞きまして、早速市長とか皆さんにお話をした覚えがございます。今、川村議員が言われたように、認定をしてしまうとなかなか今度解除するのに大変だと思うんです。

例えて言いますと、樽見鉄道の踏切の整備するのに恐らく1億以上お金がかかってしまいます。その近所に建っておるお家の問題がいろいろあいに話ができないだろうと。そういうことでございますので、きょう認めるんじゃないしに、ここだけはやはり先送りをして、ちょうどここから200メートルばかり北に岐阜・関ヶ原線が通っております。これは県道でございますから、4車線に間もなくなるはずでございます。そうすれば踏切整備もしなくて済む。いわゆる路線も信号機をつけていただければ、そこから真っすぐに瑞穂市へ抜けられるという格好になるわけでございますので、何とかこの問題は市の三役で決断をしてもらわないと、何のために私もこういう話を聞いてお話をしたか。後から後悔しても、大変な問題が起きてからでは遅い。そういうことでございますので、三役の皆さん方が決断しなきゃいけないと、こんなふうに私は思います。職員任せではいけない。そういうことで、市長のはっきりした答弁をしていただきたい。こんなふうに思います。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

西部連絡道路の路線の問題でございますが、ただいま白木議員がおっしゃいました点につきましては、私もお聞きしておりました。

この路線につきましては、関ヶ原線に導入する場合は、樽見鉄道の踏切の近くであるということで、あそこに信号機をつけるということになりますと、ますますこの関ヶ原線が混雑してくると。しかも、踏切のすぐそばでございますので、その渋滞が極めて難しくなると。さらに西へ参りまして、今度右折して連絡道路にもう一遍入るわけでございますが、その右折が大変混雑してくると。ということで、関ヶ原線はやはり直進で横断するのが一番ベターではないかと、こういうことであります。

土地取得におきまして大変難しい条件もあるということでございますが、とにかくこの路線で努力をしまして西部連絡道がスムーズに通過できるようにということを考えて、今の路線でまいりたいと、このように思っている次第でございます。よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

あえて申し上げるつもりはなかったんですけども、今お2人から出た話を聞いておりますと、たまたま隣に産業建設委員長が見えるのでちょっと今話をしておりましたけれども、そういう今出されたような問題があるということについては産業建設委員会では知らされていないというような

状況の中で、委員会として方向づけがなされたわけですね。基本的には委員会の意見を尊重したいというふうに思っておりましたけれども、今2人から出されたような状況については何ら報告されていない状況の中で決められたということになると、若干話が別かなというふうに思うんですが、今市長が言われるように、真っすぐ行った場合に、仮に信号をつけると道路の状況というのがまた複雑になってくるので、単純にそうすればいいというふうに言いませんけれども、ただこの道路認定をして、現実的に用地の買収が不可能な状況に陥っていくと、またそれ見たことかと言われるので、そういうふうにならないような保証が欲しいと思うんですね、決める方としては。

今の話を聞いている限りでいえば、非常に難しいのではないかという気がするんですが、自信はありなんでしょうか。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁をお願いします。

市長（内藤正行君）

地元説明は既に終わっておりますし、その段階ではそうした取得についての今の段階では問題なさそうだとおっしゃるのでございますので、何とかこの路線で確保をしまいるように努力してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

51番 白木さん。

51番（白木 健君）

大変難しい交渉になるということ聞いております。そういうことを知らずに、いわゆる産業建設委員会でもって審議がなされた、今のお話を聞きますと。私は、当然知っておられると思ったんですけれども。そうすると、交渉を市長がするわけやないんですよ。担当者がしなきゃならない。大変複雑な問題が起きてくるという可能性は多分にあるわけでございますから、もう一度産業建設委員会でもってしっかり審議をしていただきながら、私は慎重に、やはりお互いが慎重になって、問題が起きないようにしっかり審議をお願いしていきたいと、こんなふうに思っております。

相当うるさい人らしいわさを聞いておりますから、どうかそこら辺をもう1回差し戻して、何も今急がなきゃならん問題じゃないと思うんです。そういうことで、決めたことは変えられんという考え方やなしに、幾ら決めておっても、それが適切な方法であるならば変更してもいいんじゃないかと、私はそんなふうに思いますから、議長、皆さんに諮っていただいて、もう一度産業建設委員会でもって審議をしていただきたいと、こんなことを申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

ここで、休憩をとらせていただきます。

午前 9 時 40 分 休憩

午前 10 時 04 分 再開

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は48名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第38号 市道路線の認定及び廃止について、市長から説明を求めます。

市長。

市長（内藤正行君）

議案第38号 市道路線の認定関係につきまして、大変時間をとらせていただきまして申しわけありません。

先ほど御審議いただく中で、白木議員からの御発言は、用地の確保が、この路線の場合、大変難しいことが予想されるという御心配からのことでございます。

そうしたことも踏まえて、かつ建設委員会でも既に御審議いただき決定していただいておりますわけですが、最大限この路線で努力させていただきまして進めさせていただきたいと。

なお、そうした場合に、難しい地権者もいらっしゃるようでございますが、一つの方法として北へ寄る方法もございますし、最大限努力しましてもここで確保できない場合には、御提言の関ヶ原線に導入することも必要かと思いますが、とにかく私ども執行部といたしましては認定していただきまして努力をしてまいりたい。

なお、これを池田線、関ヶ原線等に変更する場合には、起点・終点は決まっておりますので、その間の路線変更につきましては市長の告示でできるということでございます。

それにしましても、変更する場合には議会の皆様に十分報告し、御了解いただいた上で、当然諮っていかなきゃいかんと、このような姿勢で考えている次第でございます。よろしく願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

ただいまの説明に対する質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 安藤君。

3番（安藤次郎君）

今までのこの路線で進めていただきたいと思います。

というのは、先般 2 回ほど説明を受けまして、その家の件も聞いておりますけれども、それを避けてでも通れるというようなことを聞いておりますので、ぜひとも地元といたしましてはその路線を要望いたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号 市道路線の認定及び廃止についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。したがって、原案について採決いたします。

議案第38号 市道路線の認定及び廃止についてを原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、議案第38号 市道路線の認定及び廃止については、委員長の報告どおり可決することにいたします。

議案第39号 本巢市都市計画審議会条例についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

お尋ねをします。

この審議会において決定される事項が、今38号でも議決案件となりましたが、例えば線引き等で議題にかかって議決をされることがあるのか、お尋ねをします。

といいますのは、この件について議会からの委員が出ることについて、議会がもう既に先行的にその問題に参画をして可否を決めると。その後、また議会が本会議でそれを議決するということになる、いわゆる審議過程の二重性が発生をするということで、本来こうした審議会等については議員が入るべきでない、ほかの案件でも論議をしてきたところです。

そういう点で、お尋ねをしたいのは、この計画審議会の決定事項というものは議会に上がるのかどうかということ、そういうことに議員等が入ることについての可否を、委員長でも結構ですし行政でも結構ですが、御答弁をお願いします。

副議長（戸部 弘君）

産業建設常任委員長 瀬古孝雄君、答弁願います。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

そのことについては、質問もありませんでしたので、答弁は執行部の方でお願いします。

副議長（戸部 弘君）

産業建設部長、お願いします。

産業建設部長（服部次男君）

先ほど委員長の報告の中にもございましたように、都市計画区域内の道路とか区画整理、また線引きについて、路線の場合ですと幅員に応じてここで決定をしていただくというものがございません。

議会議員さんがこの委員に加わるかどうかということでございますけれども、通常のこの審議会には議会議員も加わっておっていただきまして、市長の諮問に応じ、決議するということがございます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

討論を行います。

今の答弁がありましたように、やはり議会としてのチェック機能を十分に果たす上では、逆にこうした議会が二重に計画決定過程に入るとということについては、問題がかえって複雑になるということで反対をします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

各審議会に議員が入った方がいいか悪いかどうのと議論がされておりますけど、それは見識の違いとか、そもそも考え方の違いということで、我々としては何ら問題はないというふうに思います。よって、私としては賛成をいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 本巢市都市計画審議会条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第39号 本巢市都市計画審議会条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第40号から日程第10 議案第46号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第4、議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第40号から議案第46号までについては、総務常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を総務常任委員長から報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

総務常任委員会の審議・審査の結果を報告いたします。

6月22日午前9時から、本庁舎第1委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。委員会には、委員全員が出席し、議案説明のため、内藤市長、高木助役、新谷参与、溝口総務部長、高橋企画部長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求め、付託された7議案、審議案件1件について、先に説明を受けているので質疑を行い、慎重に審議・審査を行いました。

議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例について、議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、以上の4議案は、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地域情報化検討委員会設置要綱第3条（組織）に「10人以内の委員をもって」とあるが、いまだ委員が確定しておらず、議員を委員に加えることは望ましくないとの反対意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例について、老年者控除等がなくなり税負担がふえるとの反対意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、補償基礎額、介護補償額の引き下げを4月1日まで遡及して適用することは、対象者がある、なしにかかわらず不利益となるとの反対意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上であります。

副議長（戸部 弘君）

議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第40号 本巢市監査委員条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 本巢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告

どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第41号 本巣市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第42号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

ここで質問をいたします。

一つは、先ほど委員長報告もありましたが、やはり議会の関与の問題で、委員が出るのかどうかという確認と、やはり議会から委員が出ることのぜひについて、先ほどたまたま委員長は賛成討論で見識の違いだと言われましたが、どういう見識の違いがあるのか、詳細に御説明をいただければありがたいというのが第1点であります。

それから第2点は、この要綱に基づいてお決めになるということですが、委員会で配付をされておるようですが、この要綱の項目とその内容の違いがありますので、ちょっとその内容については行政の側にお尋ねをいたしますが、要綱の題目では地域情報化「計画」が抜けて「検討委員会設置要綱」となっておりますが、「計画」が抜いてある主な理由がありましたら御説明をお願いしたいと思います。

それから第3点お尋ねするのは、やはり大変重要な仕事ですし、本市の非常に柱ともなるべくIT化の計画の委員会だということですので、そういう委員会であれば、最初に結論ありきのような委員会にしてはならない。やはり本巣市の実情に合った、体に合ったこういう計画をつくっていくという点で大変重要な委員会になると思いますが、そのことについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

以上3点、お尋ねをします。

副議長（戸部 弘君）

最初の質問、総務常任委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

最初の質問にお答えします。

設置要綱が、正直言いましてその審議の直前に出てきたということで、その要綱によりますと、見識を有する者のうちから市長が10人以内の委員を委嘱するということであります。今のところ予定としては、総務委員長が入っていただきたいというような執行部の意見であります。

川村議員よりどんな認識ということを言われましたけど、そもそも最初から考え方が違うと、そういうことであると思います。

よって、これによって総務委員長がだれが入るか、1人が入るということでありまして、我々としてはよしと、いいのではないかと、そんなふうに思っております。以上です。

副議長（戸部 弘君）

2点目の質疑、企画部長、答弁願います。

企画部長（高橋武夫君）

表題部分で情報化検討委員会ということで、計画が入っていないという関係でございます。第10条につきまして地域情報化計画検討委員会ということで、これは「以下検討委員会という」というふうにしておりまして、事務的には所掌事務としましては第2条に書いてございますが、ここでは事務的には情報化の計画に関しまして調査を行っていただくということで書いてございますが、それで頭に計画を入れるか入れないかという御質問だと思いますが、我々はこれでいいかなというふうに思っておりますが……。

〔発言する者あり〕

大変申しわけありませんでした。

要綱の方の訂正をさせていただきたいと思えます。

本業市地域情報化計画検討委員会ということで、「計画」を入れさせていただいて議決をお願いしたい。議決については、議案書の方については「計画」は入ってございますが、要綱の訂正をしたいというふうに思っております。よろしく願います。

副議長（戸部 弘君）

次、3点目、企画部長願います。

企画部長（高橋武夫君）

3点目の、結論的に決まっておるんじゃないかというような御意見でございますが、そんなような委員会というふうには我々としては考えておりません。といいますのは、今後この委員会につきましては、大学の先生とか専門的な方等についてこれから選んでいきますが、これは10人以内ということで思っておりますが、この計画につきましては現在作成がされておりまして、これについての判断をこれからいろいろ専門の方の意見を聞いていくということでございますので、これでそのまま行くということではございませんので、御理解のほどよろしく願いたいと思えます。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第42号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号 本巢市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鶴飼君。

46番（鶴飼静雄君）

この総務委員会につきましては、私傍聴させていただいておりましたので、そのことを踏まえて

お伺いしたいと思うんですが、先ほど委員長から審議の経過について報告がありましたけれども、その中で抜けておりますのが、例えば今24条、34条の2号、こうしたものの改正によってどれだけ市民の負担がふえるのか、このことについての質疑があり、それに対する回答がなされておりますので、そのあたりは明確にしてもらった方がいいんじゃないかというふうに思います。私もメモしておりますけれども、不正確だといけませんので、改めてお伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

総務常任委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

いろいろ相談してありますけど、総務部長から答弁してください。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、お願いします。

総務部長（溝口義弘君）

それではお答えをさせていただきます。

まず24条関係で、均等割の関係でございますけれども、この部分で全部で対象者として、平成17年度、今年度ですけれども対象者が2,777人あるわけございまして、1,500円で416万5,500円ということで、翌年度の18年度からは3,000円になりまして、833万1,000円、その倍というふうに変わってくるということでございます。

それから34条の2の関係でございますけれども、老年者控除が廃止されることになりまして、この部分で280人が対象になりまして、1,736万7,300円の増ということになっております。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今、報告していただきましたように、第24条及び第34条の2の改正によって多額な住民負担が出るということが明らかになっています。附則で、譲渡所得に対する課税の特例、それによる税率の引き下げというのがありますけれども、一般的な庶民にとっては今申し上げたように増税になるということは明らかだというふうに思います。

よって、今の経済社会状況の中で、そうした増税にくみすることはできないというふうに考えておりますので、本案については反対をしたいと思います。以上です。

副議長（戸部 弘君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。

本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第44号 本巢市税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

本案につきましては、付託に当たっての質疑の中でも申し上げ、また委員会の論議の中でも出されておりました。

補償基礎額を引き下げることもありますけれども、さらに私は問題だと思うのは、今回引き下げる。その内容が遡及して適用されるという問題だということ为先日も指摘しておきました。

不利益処分の遡及適用は認められないというのがこれまでの一般的な考えであり、そのことについて執行部も否定はできないだろうというふうに思いますが、現実的にはこういう形で遡及をしようとしている。たまたま対象者がいないからというのは全く理由にならないので、法的に考えてみてこうしたことは許されないだろうというふうに言わざるを得ません。そのことに対する合理的な説明というのは、本会議においても委員会においてもなされていない。何とか御理解をお願いしますで終わっていると。理解できないから質問しているんですけども、だからこれは正直で言って説明が不可能だろうというふうに思います。

そういう中であえてこれをやられるということについて、とても認めることはできないということをお願いしなければなりません。よって、本案については反対をいたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

後藤議員。

23番（後藤寿太郎君）

今までにも遡及問題、いろいろと問題があったわけですが、人事院勧告によって今まで上げるときは遡及ですとやってきました。また、それを下げるときに至っては遡及しないというのもどうかと思います。だから、上げるときと一緒に、下げるときも遡及というのは必要だと、それで納得しております。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

今賛成討論がありましたが、原則という問題と、それに関するこれまでの適用の問題との違いの認識がはっきりしていない。

例えば、我々の会社の給料等で、いろいろな不始末があった。そういう場合のいわゆるペナルティーというものがありますが、それを全くゼロにして、しかもマイナスになるようなことについてはやらないというのが基本的な考え方です。今の鵜飼議員の、いわゆるこの過去に上ってそういうものをマイナスにするということについては、やらないという原則についての説明には、先ほどの賛成討論もなっていないし、それから行政側の討論にもなっていないというふうに思います。

そういうことで、私はこの件については反対をします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第45号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第46号 本巢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第47号及び日程第12 議案第48号（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第11、議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてと、日程第12、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたしたいと思いません。

議案第47号、議案第48号については、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を環境福祉常任委員長から報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

環境福祉常任委員会の審議・審査の結果を報告をいたします。

6月24日午前9時から、真正分庁舎第1委員会室において環境福祉常任委員会を開催をいたしました。委員会には、委員12名全員が出席し、議案説明のため、高木助役、新谷参与、土川市民環境部長、中村健康福祉部長ほか関係職員の出席を求め、付託された4議案、審議案件1件について慎重に審議し審査を行いました。

今の報告にあります議案第47号及び議案第48号について報告をいたします。

議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、長期譲渡所得控除が

なくなることによって増税となるとの反対意見がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを御報告いたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第47号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど委員長から、長期譲渡所得の特例がなくなったことによって増税になるという御報告もいただきました。また、同じように附則の8で、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例もなくなるということになります。具体的にどのような影響が加入者に出ると予測をされるか、わかっていたらお聞きをしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

環境福祉常任委員長、答弁願います。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

行政をして答弁させますので、よろしく願います。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

お答えいたします。

長期譲渡所得の方につきましては、御説明いたしましたように 100万円の特別控除がなくなるということでもあります。それで、要するに本算定につきましては7月にするということでもありますので、対象者が何名あるかということは今のところ把握しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

また、後日わかり次第、報告させていただくということで御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

それで、もう一つですが、課税をされる場合、例えばこれ譲渡所得ですので、土地を売られたとかいうことが対象になると思いますが、土地を売られたときの所得、国民健康保険税の場合は翌年度に所得として加算をされるというふうに思いますので、所得があった年度よりおくれるわけですね。そうすると、次の年所得がなくても高い国保税を払わなきゃならないということになるんじゃないかと思いますが、その点について、私の見解が間違っていたら御回答をお願いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

16年度の国民健康保険税を7月に課税するわけでございますが、このときの所得のとらえ方につきましては、15年の所得に対して賦課するということでもあります。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

先ほど質疑のときにも申し上げましたけれども、いろいろな事情で土地を手放さなければならなくなった方が、翌年度にもし収入がなくても、さらに加算した国保税を払わなければならないということになりますと、負担がさらに多くなるというふうに思います。地方税法が変わって、市民税も増税になります。あわせて国保税も重くなるということになりますと、市民にとって大きな負担

になると思いますので、反対をいたします。

副議長（戸部 弘君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

今三島議員も言われたとおりでありまして、地方税法の一部改正に伴って市税も国保税も改正されるということで、これはやむを得ないということであると思います。国保税については、翌年度に所得がなかったということがありますけど、それはやむを得ないということであると思います。

よって、私は賛成をいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第48号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

11時10分から再開をいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は48人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第52号（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第13、議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算についてを議題とします。

議案第52号については、総務部、企画部、根尾総合支庁及び議会事務局に属する予算及び他の委員会に属さない予算の審議が総務常任委員会にお願いしてありましたので、審議の経過の報告をお願いいたします。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議案第52号 平成16年度本巣市一般会計予算のうち、総務部、企画部、根尾総合支庁及び議会事務局に属する予算及び他の委員会に属さない予算については、歳入では税の滞納総額が2億8,000万円あり、市民税の個人分が9,200万円、固定資産税が1億6,600万円となっており、税の公平性から見て収納に努めてほしい。臨時財政対策債の借入限度額は9億3,000万円、根尾地域の固定資産不均一課税額は2億7,000万円を見込んでおり、当委員会所管には自治会活動交付金に400万円含まれており、公債比率は11.2%、基金残高64億円となっています。

歳出では、4町村から比較すると報酬で1億6,000万円増、負担金及び補助金は2,200万円増、委託料総額が18億8,000万円、コミュニティバス運行委託料が1,500万円とあるが、根尾地域の自主運行バスを含め競争原理を生かし経費節減に努めるように、また総合計画策定委託料700万円についても、業者任せではなく職員の力で策定してほしいとの提案もあり、慎重に審査・審議をいたしましたことを報告いたします。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、市民環境部、健康福祉部及び根尾総合市庁に属する予算の審議が環境福祉常任委員会にお願いしてありましたので、審議の経過の報告をお願いします。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

御報告をいたします。

議案第52号 平成16年度本巣市一般会計のうち、関連の部分について論議をした内容について御報告をいたします。

ストックヤードは真正・根尾地域に1億8,000万をかけ、真正地域ではテント型、建築面積990平米、根尾地域は鉄骨づくり、建築面積495平米を建てる予定であるとの説明を受けました。

産業廃棄物の不法投棄監視と環境監視員のかかわりは、産業廃棄物は県の権限であるが、県と協調して事に当たり、環境監視員は2人1組で平日巡回しているが、土・日を加え、随時夜間もパトロールしていくという計画が説明をされました。

児童手当支給が本年4月から小学校3年生まで拡大され、対象者が1,000人余り増となり、3万3,000余りとなり、1億8,000万円であるということが報告をされ、慎重に審議がされたことを御報告いたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、産業建設部、上下水道部及び根尾総合支庁に属する予算の審議が産業建設常任委員会にお願いしてありましたので、審議の経過の報告をお願いします。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

議案第52号 平成16年度本巣市一般会計予算のうち、産業建設部及び上下水道部に属する予算に

については、歳入では桜公園駐車場使用料 1,130万円、電源立地地域対策交付金 900万円、路上放置車処理寄附金10万円について、それぞれ委員からの質問に対しまして詳細に説明がありました。

歳出では、排水路改良工事が市内4本で5,178万6,000円、県営土地改良事業負担金4,066万3,000円は糸貫地区の政田用水改良工事、測量調査設計委託料は市内5本で1億1,009万3,000円、行政界道路改良事業負担金は糸貫地区・北方町境の道路拡幅のための負担金で3,500万円、橋梁改良工事は桜橋で7,500万円、公園整備工事1億7,860万5,000円であり、慎重に審議いたしました。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

続きまして、教育委員会に属する予算の審議が文教常任委員会にお願いしてありましたので、審議の経過の報告をお願いします。

文教常任委員会委員長 中野治郎君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

文教常任委員会の審議結果を報告します。

6月の25日午前9時から、真正分庁舎第1委員会室において文教常任委員会を開催いたしました。委員会には委員12名全員と戸部副議長が出席し、議案説明のため内藤市長、高木助役、高橋教育長、新谷参与、堀部教育委員会事務局長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求め、議案第52号 平成16年度一般会計予算のうち、教育委員会に属する予算について慎重に審議をいたしました。

歳入では、学校給食費の収納状況は、この4月からすべて口座振替とし、4月は97.94%、5月は96.63%であり、ここ毎年、要保護児童・生徒が増加傾向にあり、平成14年度は10%余りとなっているが、扶助費は国が2分の1を、障害生徒で3分の1となっています。

歳出は、糸貫川プール管理委託料が増額しているが、プール監視に加え、本年から収納関係も委託としたためであります。公金であるので、精算時には職員の立ち会いをすることといたします。

教育出張所と地域公民館には職員配置が少ないので、公民館活動に対し助言、支援が不十分であるということに対し、本年度は旧町村の事業推進としているが、本課と連帯を密にするため月2回の定例会を持っている。その中で非常勤職員、日々雇用者が多いので、今後職員でやっていけるよう検討していく。

地域総合型スポーツクラブの立ち上げを計画しており、2地域の準備状況を見ながら全市に拡大していく方針であり、このクラブは社会人クラブに子供クラブの参加を促し、1種目のスポーツに限らず参加させ、その中から自分に最も合ったスポーツを選択できるようなクラブにしていく方針です。

中学生の携帯電話の普及率は64.5%であるが、実質把握していないが、家庭教育として考えていく。合併特例の通学区域の選択状況は2名であり、自治会が行う公民館の分館活動については、分館活動補助金が1,000万円であるが、これからPR活動も必要と考えているとのことでありました。

午後は、根尾地域のNEOさわやかセンターたかお、根尾小学校、生涯学習施設ながみねの現地視察を行いました。

以上、文教委員会の報告とさせていただきます。

副議長（戸部 弘君）

議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算については各常任委員長に審議の報告をいただきましたが、ただいまから質疑を行います。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

歳入について1点お伺いいたしますが、34ページに医師の住宅等貸付金収入 367万 2,000円がございませう。恐らく根尾の診療所の医師のことだろうと思いますが、この住宅というのはどこにあるわけですか。どのような貸し付けを行っているのか、教えていただきたいと思ひます。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長、答弁願ひます。

市民環境部長（土川 隆君）

この医師の住宅等貸付金収入、これにつきましては、旧根尾村におきまして貸付制度が設けられておりました。根尾診療所における医師に対しての住宅の支援を行うということで、2名の医師の方に該当しておきまして、最高が5,500万円、30年償還ということで、そういった貸付制度が行われておきます。その方の住宅につきましては本巢市外、岐阜市に在住しているということをおき聞いておきます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

この件をお伺いしましたのは、私が知る限りでは、根尾の診療所の利用状況を見ておきますと、だんだん減ってきておきような気がいたします。今、答弁がございましておきように、せっかく診療所に医師がいておきけれども、その住所は岐阜市ということで、夜間についてはいろいろ問題があっても、地元の人がおきすぐ気軽に対応してもらおきおきような状況にないということになると思ひます。せっかく国民健康保険の診療所を持っている以上は、夜間、休日も含めて、そうした救急の場合の対応をしてもらおきおき体制が必要ではないかと思ひますが、そのことについては今の状況の中できちんとやられておきおきのかどうなのか、その点が不安なところですが、そのあたりはもしわかっておきましたら教えていただきたい。診療所の細かい状況については、まだ部長も、部長になって時間が少ないので十分わかっておきおき部分は今後でも結構ですけれども、おきおきような状況にあるのではないかという危惧を持っておき

ますので、そのあたりがわかりましたら教えていただきたいと思います。また、さらに方針がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

お答えいたします。

医師の勤務体系でございますが、週1回、水曜日は平日で当直勤務を行っておりますし、土曜日と日曜日にも入院施設がございますので、24時間体制で勤務しておるといことであります。

また、今後の診療所の運営等につきましては、国民健康保険診療施設ということでございますので、国民健康保険運営協議会などにもお諮りいたしまして、いろいろと御意見をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鶴飼君。

46番（鶴飼静雄君）

いずれにしても、地域にもっと根づいた医療体制がつくられていくことが必要だと思ふんですね。今、現に根尾地域の人でも結構、南の方に下がって医者にかかられているという話を聞いておりますし、なるべく根尾の地域で対応できる部分はきちんと対応してあげるような体制が必要だろうと思ふので、そのあたりの検討を進めていってほしいと思ふます。

ほかの件でいいですか。

副議長（戸部 弘君）

はい。

46番（鶴飼静雄君）

あと四、五点ありますけれども、とりあえず2点だけまずお伺ひします。

先ほど総務委員会の委員長報告にもありましたように、いろんな計画が、今回の予算にも策定費用が組まれています。委員会を傍聴した折にも、委員の方から、自前で職員がみずからやったらどうかというような意見があつて、それも委員長報告にも盛り込まれておりましたけれども、それに対する答弁は説明されなかつたので改めてお伺ひをいたしますが、せっかく市になって専門職員を配置することができるというのも合併のメリットと言われていました。そうした中で、いろんな職員の知恵を、そして力を寄せ集めれば、相当な計画はつくることが可能ではないかと思ふんです。特に専門的なものを要する場合には、その専門家の意見を聞きながらというやり方も可能ですし、そのあたりについては経費の節減という意味も含めて、やり方を考えるべきではないかと思ふます。 たまたま今月の19日付の中日新聞に、後でこれはまた話することですけれども、明知鉄道の関係の記事が載っている中に、たまたまコピーをしましたら、ノーベル賞を受賞した小柴さんの講演の話が少し載っておりまして、その中の一部分だけを読みますと、「若い人は、責任ある仕事

を任せればぐんぐん伸びる」と小柴さんが話をされている。「やればできる」という見出しで書いてあります。だから若い職員、そしてそれを統率する中堅職員という体制の中で、やろうと思えばこうした自前の計画づくりができるのではないかと思います、そのあたりについての方針なり見解なりを改めてお伺いしたいと思います。

もう1点は特に福祉の関係ですけれども、合併協議のすり合わせの中で多くの事業が社会福祉協議会に委託されるという形になっております。今回の予算書を見ましても、60ページで障害者福祉の委託料、あるいは62ページから63ページにかけて老人福祉費の委託料が組まれています。合併協議のすり合わせの内容等を見てみますと、必ずしも一致した書き方がなされていません。内容的にはいろんな形で、どこか抱き合わせで組んだりということで全部クリアはされているんだろうと思いますけれども、社会福祉協議会に委託ということで議会には非常にわかりにくくなる部分がありますが、そのあたりのすみ分けをきちんとして、それを明らかにしていただきたいと思うんです。それは、今すぐこの場で資料を出せとは申し上げませんが、後ほどでも結構ですけれども、どの部分をどれだけ社会福祉協議会に委託をしているのか。あるいは補助金についても、社会福祉協議会にどういう名目で補助金を出して、どういう事業をやってもらうのか。単独事業もありますわね。そういったものについて明確にして、議会においても中がきちんと把握できるような体制にしてほしいと思っておりますが、どうでしょうか。とりあえず2点です。

副議長（戸部 弘君）

それでは1点目、企画部長、答弁願います。

企画部長（高橋武夫君）

鵜飼議員の言われる件につきましては、45ページの総合計画の策定ということで、これは委託料で組んでございます。ここで委員会では御意見がございまして、自前で、職員でどうかという御質問もございました。この中でも一部お答えをいたしました。今回、総合計画につきましては2年継続で実施していきたいということでございます。これにつきまして御存じのように基本構想、それから基本計画、それから実施計画という3本柱で構成するものでございます。その中で、職員等についての役割でございますが、町内の体制づくりにつきましては総合計画の策定委員会というものも立ち上げて、職員も当然参加しているいろんな意見を出し合っていくと。プロジェクトチーム、それぞれの趣旨に基づきまして、そういうチームをつくって研究をして作成していくということでございます。それに伴って、専門的な業者関係についても一部委託をいたしまして、そこからも意見をいただきまして立派なものをつくっていきたいということで、全部が全部、業者委託ということではございません。職員もこの計画に参加していくという考えでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

2点目、健康福祉部長、答弁願います。

健康福祉部長（中村 節君）

鵜飼議員さんの御質問にお答えいたします。

本来、この一般会計に上げてございますいろんな事業につきましては市がやるのが本意でございますが、やはり社協に委託する事業が多くございます。これにつきましては、合併協議会並びに首長会、並びに私ども社会福祉協議会の事務局長の中でいろいろ打ち合わせしてまいりました件を、今回の予算の中に上程をしております。しかしながら、中身につきましてはやはり議員さんの皆さん方に明確でない点が多々あるだろう、そんな判断をしておりますので、もう一度、中を見直しまして、この事業はこんな事業をやっているということを皆さん方に御提示してまいりたいと、そういうつもりでございますので、御理解願いたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

一言だけつけ加えておきますけれども、総合計画だけでなく、障害者計画とかいろんな計画がございますので、たまたま企画部長が答えられたのでその部分でしたけれども、全体のものがありまして、今までもそれぞれの自治体、町村でほとんど計画をつくったという例もあります。総合計画についてはなかなか難しい部分もあるかもしれませんが、だから個々に見ていけば相当できる部分があるだろうと思うんです、私は。だから、そのあたりについては可能な限り、職員の力を引き出すという意味からも、そして地域の実態に合った計画にするという意味からも、みずからつくっていくという可能性を追求してほしいと思うんですが、そのあたりは企画部長よりも助役さん、助役さんの方針だけお伺いしておきます。

副議長（戸部 弘君）

助役、答弁願います。

助役（高木 巧君）

御指摘のとおり、総合計画にかかわらず身体障害者のもろもろの計画、それ以外の計画、こういったものに市の職員が大きくかかわることは、実施の面で当然必要なことでございます。したがって、ただ市の職員が専門分化をしておるといふものの、従来の市町村でいろいろ事業をされておられました、それを計画にする。それと現在、上位計画である国、県、それから市の計画、こういったものの整合性を図るとか、いろいろ複雑な部分も生じております。したがって、そういう中で市の職員の考え方を計画の中に盛り入れることは当然のことでございますが、それ以上に専門家の意見をこういった計画の中に取り入れながら、その現場に合った意見は市の職員が計画段階で大きく関係をする。それから専門的な部分については外部の委員の御意見を伺うという中で、もろもろの計画を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

1点お伺いをしたいと思うんですが、総務費の企画費で上げられておられますコミバス関係の運行委託料を含めて、少しお考えをお伺いしたいと思います。

この運行バスについては、合併協議会で市内を巡回すると、公共交通機関の補てんをしていくという形で計画をされ、先日私は全員協議会で初めてその運行路線について見させていただいて、率直に思った感想は、一体だれを対象として、どこへバスを使って運行しようとしておられるのか、これが非常にわからなくなりました。ということは、バス路線の計画は各地域を回っていただいて、各地域あるいは均等に回るような配分をとられておるような気がするんですが、乗って、どこへ行くためのバス路線を、どのような形で実は基本計画を練られておったのかということについてよくわからないと。ただ回っている路線が、地域を網羅をしている。じゃあ利用者は一体どういう利用目的で、乗る人をターゲットにしているかということについて非常にわからなかったので、その点について地域の人たち、あるいは利用を中心としてターゲットを絞った人たちの動向調査など、どういう形でこの運行路線を進めてこられたのか、その点について経緯をお伺いしたいのと、10月から始めて、とりあえず3月までやってみてその経緯を見て、次年度以降はいろいろ考えていけるようなお話を、直接ではありませんが、そのようなお話を聞いてきておりますが、先ほど鶴飼議員から質問がありましたけど、コンサルタントを使ってというよりも自前でという形が出ていますが、この問題こそはコンサルタントときちんと協議をすべきことだろうと私は思いますが、その点について総務委員会でどういう質疑が行われたのか。もし行われていなければ、執行部からの御答弁をいただきたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

企画部長、答弁願います。

企画部長（高橋武夫君）

高橋議員さんの御質問ですが、コミュニティバスの運行方法ということで、これに乗車される対象者、それから利用目的、また、どこへ利用をされるのかという御質問でございます。

まず、運行方法につきましては、特別委員会でも、この前の全協の場合でも、ルートにつきましてはお示しいたしましたが、これもまた最終的には多少変更になるかと思いますが、ルートについてはああいうふうでいきたいと思っておりますし、対象者につきましては、当然、市民の方であればだれでも結構でございます。

それと、利用の目的といたしましては、各分庁舎間とか主な公共施設等は結んでいきたいと。移動ができるようにということで、これも自動車に乗れない方、交通弱者の方ですね、そういう方が利用されると思っておりますし、それからまた病院とか商業施設関係、これにつきましては真桑のみどり公園を仮の拠点として、あそこを整備してあそこで集中コミュニティバスと、それから現在、岐阜バス等についても調整中でございますが、例えば大学病院とか、市外の総合病院等への乗りかえもそこで可能になると。そして商業施設等への乗りかえもいくということと、それからあと、樽見鉄道がございます。このコミュニティバスばかりに力を入れていきますと樽見鉄道も大変

でございますので、当然、樽見鉄道もこのコミュニティバスと一緒に利用して相乗効果が上がるよ
うにということで、コミュニティバスのルートについて駅には寄るように協定として決めてござい
ます。当然そこで乗りかえていただいて、大垣方面とか、例えば根尾方面に行くというようなこと
もできるような方法でいきたいと思っております。

それから、10月1日を今目標にしてございますが、当然10月から4月については試行運転という
ことで、様子を見て、不備な点がございましたら今後またよく検討して、特別委員会等にも諮って
いきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

副議長（戸部 弘君）

大西君。

30番（大西徳三郎君）

30番 大西です。

総務委員会のお尋ねもありましたので、委員長として報告申し上げます。

このコミュニティバスに関しては、総務委員会としてもいろいろ皆さんから御意見がありまし
て、結局最後はやってみなきゃわからんと。そこに結論は行くと思います。そういうことで、やっ
てみなきゃわからんということでもあります。幸い、あしたから総務常任委員会が研修に行きます。
香川の讃岐市で、このコミュニティバスの研修も予定にしております。何かちょっと前もって聞いて
おりますと、コミュニティバスも走っておるわけですけど、非常にそこも今苦慮しておるとい
うことです。そんな研修もして、今後、総務委員会として、このコミュニティバスが10月1日から運
行するわけですけど、様子を見ながら、また委員会等でいろいろ話し合っ、いい運行というか、
コミュニティバス経営ができるよう、委員会としてもいろんなことで勉強しながらやっていき
たいと、そんなことを思っておりますので、脱線したかもわかりませんが委員長としての報告であ
ります。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

今の総務委員長の発言の、私もそのとおり、やってみなければわからない。本当にやってみな
ければわからないだろうし、今、公共交通機関の廃止の問題やら、いろんな存続の問題が出てい
るので、まさにこの路線も1年もせんうちにどうなのかという議論の中に入っていきような気がして
ならない。

私は新谷参与にお伺いしますが、合併協議会で、この公共交通機関、バス路線の問題について
は、重要な3施策の中の一つとしてかなり前から政策を打たれ、今の企画部長が答弁をされる前
の段階も含めてかなりの期間があったわけですね。今後のことで、今お話しした地域の人たちのニ
ーズと動向調査等も踏まえ、例えば学生を対象としたようなバス路線を敷かれていく予定だったの

か、あるいは車の運転免許を持っていない独居老人の方とか、あるいはちょっと病院へ通うのに非常に不便な方とか、そういった方たちを対象という形の路線だったのか。あるいは公共交通機関の要望がアンケートで非常に多かったから、とりあえずこういう形のものを組んでみると。いろんなとり方ができるわけですが、私はコンサルタントにそれなりの、この地域の中をどう交通広域網というものでやっていくかという問題で、これは大事なことだと思うんです。そのことについて、現状に至った段階の中で、今、合併協議会のプロジェクトを組んでこられた経緯も含めて、どのようにお考え、感想を持っておられるのか、お伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

参与兼合併プロジェクト室長、答弁願います。

参与兼合併プロジェクト室長（新谷哲也君）

まず、この事業を考えるに至った経緯でございますが、やはり地域の課題という形で、車に依存できない方、みずから運転できない方が快適に移動ができるということを考えますと、公共交通機関のネットワークが必要だと。加えて、こういう環境を重視するような時代でございますので、大量交通手段、これは車利用の方から見てもそうですが、そういうような形で環境面にも優しい交通体系を考えていかなければならないというのが一つございます。

それから学生の方、いろいろ聞くとかかなり不便に乗り継ぎながら移動してみえるというお話も聞きますし、そのために奥さんがお送りに行くという、かなりむだな手間もしてみえるという中から、学生の方、それから高齢者、身障者の方ですね。ありとあらゆる方がそういうような環境づくりをすれば、そういうのを提供した上で、自分の必要度に応じて利用していただければいいという気持ちを持って考えた次第でございます。

それから、中の移動ですね。当然、公共施設、特にぬくもりの里を初めとします福祉関係の施設なんかは、そういう需要が高まると思います。また、保健センター等へ行きますと、車では行けない方の利用も見込めるのではないかとこともございますし、それとやはり病院とかショッピングセンター等、利便性の高い施設にも快適性を求めるために、そういうの見込んで考えましたし、もう一つは、特に途中で三島議員さんからも御指摘がありましたように、外へのアクセスですね。特に岐大病院なんかも近くに来ました。それからほかの公共交通機関の存続問題もいろいろございまして、やはり市民の方もかなり不安なところもあるかと思いますので、やはり岐阜へ行く、それから岐阜の中でも駅前とか忠節の方へ行く、それから岐大病院にも行ける、そういうような外への乗り継ぎの便も、また学生を含め、いろんな方の外へのスムーズな移動も考えていくべきということもございまして、全般的に中での移動、それから外へのアクセス、それをひとつ交通拠点なり、また新たに市役所の北の拠点という形でも最近考えておりまして、そういう形で中での移動、それから外へのスムーズな移動という形の2本立てで一つの目玉として、しかも合併でないと、旧町村単位ではやはり取り組めなかった事業という形で、有利な財源を回して何とか整備を進めたいということで構想を抱いたわけでございます。

ただ事前に、議員御指摘のように、例えばそういう専門家によるとか、独自の市場調査というん

ですか、その辺のところは確かにちょっと手が及びません。これだけではございませんでしたので、合併は、なかなか短い期間の中で急いで仕上げてきましたので十分な議論は進めてこられませんでした。いずれにしても、とりあえず、これですべて確定ではない。やはり運行してみて利用状況、それから当然積極的に利用者の方の意見も聞いていくと。そこでかなりテクニックを要する専門的な見識から解決が、例えば私どもでは無理だということであれば、国のそういう機関、中部運輸局ですとか県のそういうような機関、はたまた必要であれば民間のコンサルティング的な機関の協力も仰ぎながら、せっかく運行するというございますので、市民の方の意見も加えながら、より良い方向、よりよい、使いやすい、また皆さんが満足いけるような方向で何とか展開できるように、こちらも積極的に見直しをかけながらそういう方向へ進めてまいりたいということで、まず運行させていただいて、その大事な半年の期間で並行して検討も行っていくということで御理解いただきたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

今、新谷参与から十分な市民の意見を聞いていくという形の答弁がありました。市長にお伺いをしたいと思うんですが、議会ではこの問題について特別委員会が設けられております。普通いろんな審議会なり調査委員会を設けていく場合に、市民が入った関係の委員会が、実は今回でも議案の中で情報関係の部分とか、都市計画にも出ておりますが、この公共交通のバスについて住民の意見を聞いていく機会、場所的な問題として、住民の意見を聞きながらこのバス路線をどう考えていくかという機関と、住民サイドの意見をどう吸い上げていくかという場所について、そういった審議会なり委員会なりを設けて、議員が入るか入らないかは別問題として、まず市民の声を聞くための委員会なり、協議会なり、審査会、審議会なりを設けるお考えはあるのか。私は何とかそういう形の中で、住民の意向を聞いた形のバス路線を、この路線の形に関する意見を聞く機関が必要であると考えますが、市長のお考えはいかがですか。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁お願いします。

市長（内藤正行君）

コミュニティバスにつきましては市民の足の確保と、特に交通弱者の足の確保をしていきたいということで、鉄道、路線バス等々あわせて活用してもらうように設置するものでございます。

市民というのは3万5,000人いらっしゃるわけですので、3万5,000人の方々それぞれに合ったような路線というのは不可能でございます。そして意見を聞きましても、それぞれ自分の思いを述べられるわけございまして、そういうことでなしにできるだけ、先ほど議員の発言にも地域均等に路線を回してあるという評価をいただいているわけですが、そういう中でうまく利用していただくということで御理解いただかなければいかんと思ひます。そうした中で、先ほど参与が答弁いたし

ましたように、この6月期間運用しまして、不都合、あるいは不適合なところがあれば十分見直しをしていくと思っておりますし、また議員も、そういうターゲットが不明という発言があるわけですが、議員の思いが、あるいは考え方がありましたら十分開陳していただきまして、私どもはそうした御意見を謙虚に受けとめて、このバスの運行に資してまいりたいと思っておりますので、そうした意味で市民からのさらなる御意見、今回も区長さんの御意見はお伺いしておりません。区長さんの御意見をお伺いしましても、それぞれの区長さんの思いがありまして、いろんな意見が出てきて、かえってまとまらないんじゃないかということで、あえてしておりませんが、今後運用しました中でできるだけことはしていかなきゃいかんと思っております。今回は縦に、南北に回しておりますが、東西にも回したらどうかという意見もありました。しかし、人の流れは南北というのが多いわけですので今回はそんな形にしましたし、いろいろ課題もあろうかと思えます。そういうことにつきましては特別委員会の皆様、またいずれ区長さんからも御意見はそれぞれ出てくると思いますので、そういうものを集約してまいりたいと思う次第でございますので、よろしくお願いたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

せんだって私、一般質問の中で都市計画の見直しについてお聞きしました。そのときに市長は、まずもって本巢市の都市計画をつくってから、それにつながる方を考えたいということでした。そのために総務常任委員会で私は、本巢づくりのために企画部として今年度どんなことをされるんですか、そして予算はどこに見てありますかと聞きましたら、それは産業建設部だということでもんで、同じ質問を産業建設部をお願いしたいと思えます。本巢市の都市計画づくりについて、どんな仕事を今年度考えてみえるかと、予算はどこで見えてみえるかということについてお伺いしたいと思えます。

副議長（戸部 弘君）

産業建設部長、答弁願います。

産業建設部長（服部次男君）

先般の一般質問の中で、都市計画区域のことについて市長から、ただいま議員が申されたようなことを御発言されました。都市計画区域だけでなく、先ほどの質問にもございましたように市全体の総合計画、また土地利用計画、そういった連携を持って自然体の都市計画区域の見直しとか、そういうことになってくると思えます。現時点では、産業建設部都市計画課の中で具体的な予算はございません。そういったことで今後、市全体の総合計画また土地利用計画と連携しつつ、この問題に取り組んでいくということにしたいと考えております。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

今お聞きしましたように、総合計画の中に本巢市の都市計画づくりが考えられるのではないですか。その辺についてお答えをお願いします。

副議長（戸部 弘君）

企画部長、答弁願います。

企画部長（高橋武夫君）

竹中さんの御質問に対してでございますが、都市計画の関係も当然総合計画の中に入ってきます。これはそればかりではなしに、いろんな計画については各部にまたがってきております。総合計画の中、それから土地利用計画も都市計画と一緒に立てていくということになります。この前の一般質問の中では席田地区の市街化区域の関係が出ましたので、それについては産業建設部で現在調整しておるとお答えしたわけですが、今後の計画につきましては、今産業建設部長も言いますように、当然庁舎の中が一体となって進めていきたいと考えております。現在、総合計画の予算についてはこちらで見えておりますので、その中でも一応検討はしていきたいと思っております。前回の委員会のときは、ちょっとあやふやなことを申し上げまして本当に申しわけありませんでしたが、そんなような格好で進めたいと思っておりますので御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

本巢市の都市計画をぜひつくって、席田地区の都市計画も見直しをできるような格好になってくのではないかと思いますけれども、本巢市の都市計画づくりはどこで考えられるのか、今一度、市長のお考えを聞きたいと思ひます。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

竹中議員の御質問の件ですが、趣旨がちょっとわかりませんので、どこでという意味がわからないのですが。

29番（竹中光夫君）

産業か、企画でやられるかということです。

市長（内藤正行君）

これは連携をとりまして、窓口は企画ということですが、やはり都市計画のことでございまして、推進は都市計画の方でやっていかなければいかん。総合計画を担当しております企画部と連携

をとりまして、総合計画なんかにも上げていくという形になるわけであります。

29番(竹中光夫君)

はい、結構です。

〔挙手する者あり〕

副議長(戸部 弘君)

19番 吉村君。

19番(吉村 優君)

高橋議員に関連しておりますが、コミュニティバスの件です。10月から試行運転されるのですが、拠点は本巢本庁と真正のみどり公園の西側で、バスの停留所の件に関してですけれども、リフトの止まれるバス停の件ですが、バスにはやっぱり身障者用に取り入れてあるバスを御配慮して入れられておりますが、バス停のスペースというものは広くとってあるのか、そこらのことについて1点御質問しますので説明をお願いいたします。

副議長(戸部 弘君)

企画部長。

企画部長(高橋武夫君)

まずバス停の拠点でございますが、この本庁舎を拠点にして東回り、西回りということで運行いたしまして、最終的には真桑のみどり公園で連携するという考え方でございます。

そして各地域のバス停関係につきましては、まだはっきりしたものができておりません。これから各地域にできる限り多くバス停もつくりたいと思っておりますし、今言われましたようにリフトバスということで、乗車用の車いすが乗りおりできるバスを今、選定しておるわけでございますが、これにつきましてはある程度、場所的には広いところでないと乗りおりがちょっとできないということもありますので、できる限り交通量の少ないところとか、場所的に広いところがあればそういうところに選定していきたいと。まだ具体的なバス停については、これから検討するということになっております。よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

副議長(戸部 弘君)

19番 吉村君。

19番(吉村 優君)

そういうことで体の不自由な人とか高齢者、そういう方が利用されるので、特にバス停に関しては広いスペースをとるようお願いいたします。

副議長(戸部 弘君)

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

20番 宮脇君。

20番(宮脇孝男君)

先ほど鵜飼議員さんの、根尾村の診療所のことについての関連で質問をいたしますが、根尾村診療所につきましては、大きな繰出金を出して運営していることは皆様御存じであろうと思います。特に、先ほどの件の医師の住宅等貸付金とここに書かれておりますが、この分につきましては、根尾村は前には診療所の先生の住宅はございましたが、その先生に住宅を与えていなかったということで、医師が新しくかわりまして、その中でどうしても無医村にしたくないということから、やはり先生をどうしても招聘するにはいろんな諸条件があるということで、たしか貸付金を一つの医師に5,000万近く、お2人で1億という貸出金をされたと私、記憶しております。その中で根尾村は、特にああいう山間僻地でございますが大変、老人が多くございます。その中で、どうしても診療所の運営ということになりますと難しい状態で現在もきておるわけですが、そういう中で本当に皆さんにわかっていただきたいことは、やはり樽見鉄道でもしたりですが、いわゆる利用していただくかと全然運営はできませんということでございますので、私は本巢市になったということで、ぜひその根尾村の診療所を多く利用していただきながら、無医村、無医師にならんようにひとつお願いをしたいということと、その辺の過程についてはただいま、ここに根尾総合支庁の所長さんがお見えになります。多分この中で、先ほどの質問の中にも医師の夜間の問題等いろいろ出ておりましたが、公務員でありますので難しい問題があるかと思っておりますので、その辺のことは所長は前、診療所の事務長をおやりになっておったので、ぜひ事務長にお伺いしながら、市長さんと担当市民環境部長さんの、現在ある根尾の診療所についての運営の方法をいかにしていただくかということが、もしそういうような策定ができておりましたらお伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長、答弁願います。

市民環境部長（土川 隆君）

根尾診療所の運営についての御質問でございますけど、先ほど鵜飼議員さんの御質問にお答えしましたように国民健康保険根尾診療所ということでございますので、今後の施設の運営につきましては国民健康保険運営協議会などに諮問をいたしまして、そこらあたりで検討していただきまして、御意見をいただきながら今後検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

20番 宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

先ほど根尾の総合所長をお願いをしてありますので、その辺のことはよくおわかりだと思います。事情だけひとつ、皆さん議員さんにもおわかりなってみえない部分で御説明をお願いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

根尾総合支庁長。

根尾総合支庁長（島田克広君）

それではお答えします。

私も過去に診療所の事務長ということで、2年余り勤めさせていただきました。その中で経験で申し上げさせていただきますと、当時新しく樽見に新築移転をした直後でございます、今、宮脇議員さんが言われましたように、診療所の利用につきましてはいろいろと議論がなされました。当時、私としては、できるだけ多くの皆さんに利用していただけるようにということで、広報にも連載をさせていただきましたが、新しい機器が導入されておるということを宣伝をさせていただきました。胃カメラ、そしてCTスキャナというものでございますけれども、これらを用いた検診も平成10年から導入をさせていただきました。それから企業健診も診療所でやっていただくようにということで取り入れさせていただきました。そういったことで早期発見、早期治療につながるすばらしい機器が入っておることから、村民挙げて利用していただきたいということでやってまいりました。今回の予算に計上されております職員の健診につきましても、40歳以上については根尾診療所を利用していただくということになっておりますし、肺がん検診と胃がん検診、そして骨粗しょう症検診につきましても根尾の診療所を利用してやっていただくというふうに予算計上させていただいております。

そんなことで、いろいろと問題はあろうけれども、できるだけ診療所を皆さんに利用していただくということで努力をしてまいった経験がございます。今、議員さん、おっしゃいますように、さらに本巢市になっても、市を挙げて利用していただくような体制づくりが大事ではないかと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

20番 宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

大変筋違いな質問かと皆さん不思議に思われたかと思いますが、我々、元根尾村の診療所がなくてはどうしても立ちいかんということになっておりますので、ぜひひとつこれを残していただくために今、支庁長さんに特別の答弁をしていただきましたので、どうかひとつよろしくお願ひします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者あり〕

質疑がなかったら、これだけ切りをつけたいと思いますが。

〔発言する者あり〕

まだ質疑もあるようですので、午後にしていただきたいと思ひます。

ここで暫時休憩します。

1時15分から再開をしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

午後0時15分 休憩

午後1時15分 再開

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は48人であり、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第52号についての質疑を求めます。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

48番 三島さん。

48番（三島智恵子君）

3点ほどお尋ねいたします。

まず、総務委員会でお尋ねをいたしまして、今議会中に回答をいただきたいと申し上げておきましたが、いまだに回答をまだいただいておりますので、この場で質問をしたいと思います。

一つは選挙の掲示板の設置につきまして、これはテツ商会というところと委託契約を結んでおられるそうですが、実際に仕事をやっていらっしゃるのはシルバー人材センターの方だというふうに聞いております。それで、実態はどうなっているのか、その契約等の中身はどうかということについて詳細、お答えをいただきたいと思います。

二つ目ですが、これも総務委員会でも市長にお願いをしておきましたが、たまたま22日午後から、樽見鉄道の株主総会が開かれるというふうに聞きましたので、県の補助金を受けるための市民鉄道としての施策を決めるための協議会、沿線住民も含めての協議会の設置について、株主総会で諮っていただきたいというお願いをしておきましたので、その結果についてお答えをいただきたいと思います。

3点目は、先ほど鶴飼議員も質問がありましたが、委託料についてです。

今年度一般会計の委託料は、先ほど総務委員長から報告があったように、総額で18億8,000万円余りです。予算の11.57%を占めております。その中で、特に私、問題ではないかというのと、あるいは市の職員でやれるのではないかと思う部分については、建物の管理委託料だけで1億円以上、それから電算関係の委託料だけで4億円以上あります。これらについては、専門的な職員を養成するという意味でも、あるいは若い職員の力を引き出すという意味でも、十分市で対応できるものが中にあるのではないかというふうに考えます。例えばホームページの作成についても、自分でホームページをつくっていらっしゃる職員の方、たくさんいらっしゃると思います。これをなぜ委託に出さなければならないのか。もっと自分の市の実態をわかった人がホームページを作成してこそ、本当に市民のためのホームページになるのではないかというふうに思います。そういう意味で、委託行政についての基本的な姿勢を、市長あるいは助役にお尋ねをしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

副議長（戸部 弘君）

1点目について、総務部長の答弁を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは三島議員の1点目の、選挙の掲示板の設置についての御質問についてお答えをさせていただきます。

今、議員が申されましたように、選挙の掲示板の設置につきましては、テツ商会というところで契約を結んでおります。これは、この看板の借り上げ、それから設置料、取り外し、すべてを含めた中での一括の契約をしているわけでございます。議員御指摘のように、その中で設置につきましては、今シルバーの方が設置に当たっているということで、これはテツ商会がその雇用者として、設置に当たる労務者としてシルバー人材にお願いをされて、それから設置をしているという状況です。

ただし、私ども、議員がおっしゃるように、じゃあ設置はシルバー人材で直接に渡した方がいいんじゃないかなという御趣旨だと思いますけれども、これにはすべて、看板には補償が入っております。といいますのは、例えば設置に当たりまして、シルバーさんに仮に単独で渡した場合、これを傷めたとか、あるいは破損した、そういう場合についての補償、それから取り外し、そういう部分についての補償とかいろんなものがあります。そういう部分をすべて含めた中での一括でテツ商会にお願いしていると。このテツ商会は、このアルミの看板のテナント店というか、その権利を持っている所でございます。そんな中で、私の方としてはできるだけ有利に契約ができていくというふうに判断をしております。これを、かえって分けることによって、破損をしたときにシルバーさんに補償していただくのか、市が補償するのかという問題も、後々起きてくるのではなかろうかというのを懸念されますので、今回そういう形で委託をしているということでございます。よろしく申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

2番目の樽見鉄道の問題ですが、市長、答弁願います。

市長（内藤正行君）

樽見鉄道の件につきまして、御回答をいたします。

6月22日に株主総会がございまして、ここで十分協議をしていくべきと、このようにして参加をいたしました。その折に、会社の方からは16年度の工事計画の承認ということで、さらに5,800万円ほどの予算の議決を提起されました。これは鉄道を維持していく場合にどうしても必要な16年度の分という形で出されたんですが、実はここには役員が13名おりまして、行政からは大垣市市長と私の2人が出ているわけですが、大垣市長は欠席でしたので、私1人というような形になってまいりました。

この工事計画の5,800万円の事業計画につきましては、まずは会社として、コンサルの結果も、会社の社長も来ておりまして、既に聞いていただいております。そういう結果を受けて、会社として今後どうしていくのかと、改善策ですね、これをどういう方法をとっていくのかということ、まず会社として考えてもらわなきゃいかんと。そうした折にでないと、この5,800万円の予算につ

いては承認できないと。特に私1人でございましたので、自治体が最終的には持たないかんという
ような形になるわけでございますので、それは承知できないという形で、条件づきにしておきました。
まず会社として計画をつくってもらうということでございます。そういう計画の、改善計画を
踏まえながら、市民鉄道の計画につきましても、これは県の指導で行うもので、それによりまして
県費の補助が得られるということでございます。そうした中には、自治体、会社、さらに民間の方
も入れてと、こういう組織をつくることになってはいますが、それらの点につきましても、今後取り組
んでまいることとなるかと思えます。これにつきましても会社の方も、このコンサルの結果を受
けまして、改善計画をつくるのが手一杯というようなことも言ってみえますし、私ども自治体、こ
れ県に聞きますと、自治体で連絡協議会をつくっているんですが、その市民鉄道計画は、沿線自治
体の連絡協議会でつくっていただいてもいいと、こういうようなことも言ってみえるわけござい
ますので、そういったことも踏まえまして、今後議会が終わりましたら早速、自治体で協議をしな
がら、また、会社にもアクションをしていこうと、このように思っているところでございまして、
早急にそういったことに取りかかってまいりたいと思う次第でございます。

また、委託の関係で、建物、電算機等、御指摘がございました。私どもも、本当に委託金額が高
くなっておりますし、これにつきましても大変苦労をしているところでございますが、それぞれ専
門的な立場で、先ほども委託の話が出ました中で、自分たちでできるものがあるんじゃないかとい
う御指摘ですが、確かにそういうものもありまして、それはみずからやらなきゃいかん。また、委
託に出した方が、職員の数の削減等々に当たりまして、委託の方が有効だというものもございま
すが、今御指摘がありましたものにつきましても、それぞれ専門的な技術、能力にゆだねて、検査
等々を、調査等を行っていただくわけでございますので、この分については、大変厳しい財政事情
の中ではございますが、いたしかたない部分であると、このように思っておる次第でございま
すので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

48番 三島さん。

48番（三島智恵子君）

再度、総務部長にお尋ねをいたしますが、そういうことになると、例えば、シルバー人材セ
ンターの方がけがをされたとか、あるいは事故があったとかいう場合には、確実にテツ商会の方で
補償をしてもらえるというような中身になっているのか。シルバー人材については、行政がある程
度かわりがありますので、普通の労務者を雇うというのと若干違うと思うんですね。責任の問題
として。そういう点の確認をもう一回したいと思います。

それから、樽見鉄道につきましても、今後早い時期にどうするかというのを沿線自治体の協議会
で決めていただいて、決まり次第、私どもにも教えていただきたいということをお願いを申し上げ
ます。

さらに委託の問題ですが、市になりまして、施設をたくさん持つようになりました。そうする

と、専門的な資格を持った職員を雇ったとしても、委託に出すより安くなる部分があるんじゃないかと私は考えるんですが、例えば、浄化槽の保守・点検委託というのはたくさんあります。多くのところで組んであります。そういうことも含めて、一度委託全体について見直しをしていただけないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

副議長（戸部 弘君）

まず前の問題、総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

作業員のシルバー人材の方のけがの問題でございますけれども、当市の方としましては、テツ商会と契約をしておりますのは、看板と、それから設置、取り外し委託料ということでいっております。そんな中で、私の方からシルバー人材を使った形での委託契約、シルバー人材を使ってほしいという要求もしておりませんし、ただテツ商会の方としても、できるだけ安くその設置をやるという中からシルバーさんをお願いをされて、それから私どもと委託契約をしていると。私どもとしてはシルバーさんとの委託契約はしておりませんから、当然にして作業中の事故、そういうものがあつたときは、当然テツ商会が補償するということになっておりますので、報告させていただきます。

副議長（戸部 弘君）

委託料の問題、助役さん、お願いします。

助役（高木 巧君）

委託料につきまして、先ほど市長から説明をさせていただきましたが、職員を一人採用しますと、生涯賃金が3億円と通常言われております。新規採用から退職までの給料がですね。あわせてまた、その退職手当が何とかということになってくるわけでございますが。問題は、その当該職員を、三島議員さんは具体例としてホームページということをおっしゃっていただいたわけでございますが、ホームページに限らず、その情報関係なら情報関係で専門職員を採用をするという一つの方法も確かにあるかと思えます。ところが、その人を、ある一定の情報化が経過した状態、さらには情報化というのは毎日毎日前進してまいります。したがって、そういったものにつきましては、民間のノウハウが最先端を走りますので、そういった中で、ITを一つとらえればそういうことでございます。あわせて先ほど、人件費が1人3億円、生涯賃金ということで申し上げましたが、そういったそのものを総合的に勘案をした中で、やはりそのITに限ればそういうことでございますし、また18億円11%を占めるこの委託料が、将来的に市の負担になることは私どもも否定はいたしません。ただ、そういう全体的なその流れの中で、職員を削減する計画を持ちながら、一方で新しい行政需要に対応していくためには、やはりアウトソーシングという一つの手法、これは残るべきものではないかというふうに考えております。そんな意味で、ひとつ御理解を賜ればと思いますが、よろしくをお願いします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

24番 小川君。

24番（小川幸雄君）

76ページの、予算はわずかですが、公害対策費の委託料、これはどんなような公害の内容を見ておられるのか、あるいはどこへ委託しておられるのか、これについて御答弁をお願いします。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長、答弁願います。

市民環境部長（土川 隆君）

公害検査委託料8万5,000円でございます。これは本巢地区降下ばいじん検査委託料ということで、地点は8カ所でありまして、年12回行う予定をしております。検査委託機関につきましては、民間の業者を委託する予定をしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

24番 小川君。

24番（小川幸雄君）

それで今粉じんというお話がございましたが、これは住友セメントで、例えば肉骨粉についてはやめになったからいいんですが、いろいろと、雨泥の関係か、あるいはタイヤ、そのほかのものが、もろもろのものが使われておるといふことでもありますし、過去には糸貫においても本巢においても、カドミウムによる汚染というものがあつたといふことであります。そういうカドミの問題とか、あるいはダイオキシンの問題とか、その他粉塵、騒音、そういった問題について、これだけの予算でそういう検査ができるのかどうかといふこと。それから委託先については、やはり、会社関係から自殺して、全く第三者の検査をお願いしてやっているだけだといふふうに思うわけですが、今予定されておるのは、どんな所を予定されておるかわかりませんか。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

この降下ばいじん検査委託料、委託につきましては、旧の本巢町時代において実施をされておりました。それで今回1カ所を追加して、本巢市といたしまして8カ所ということで、行っていくわけでございます。いわゆる検査委託料につきましては、二つほどの検査機関に見積もりを徴収をいたしまして、低い所といたしますか、安い所で契約をするということで予定をしております。以上でございます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

ちょっと竹中さんの方が早いようでしたから、29番 竹中さん。

29番（竹中光夫君）

基金の状況についてお聞きしましたら、きょう基金の状況をいただきましてわかりましたが、この中で私簡単なことをお聞きしたいと思います。一つ目は、減債基金はどのようなときに使われるかということをお聞きしたいと思います。それから、安藤基金は何の目的の基金かということをお聞きしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

それでは竹中議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず減債基金ですけれども、これは起債の償還等に充てる基金でございまして、一括償還をしたりとか、いろんなことをしたりなんかするときに充てる基金として、一応とりあえず持っているということでございます。

それから、安藤基金といいますと旧の真正町にあった基金でございまして、これは安藤さんという方が特別に、それぞれ本の文庫とか、そういう部分にかかわりますところの寄附をいただいたということで、基金として今まで積み増しをしてきている基金ということで、これは合併の調整の中で、それぞれ新市にも引き継いでいくということで、この基金をそのまま市に引き継いだというものでございまして、安藤さんという方から特別にいただいている基金、それから運用につきましては、特に図書の関係に使われているというふうに理解しております。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

今、安藤基金については、図書が目的というようなことで大体わかりました。減債基金の足りないうちに落とされるということですが、具体的に、これ減債基金、今回何で使われたかということをお聞きしたいんですが、

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

今回、この分を使いましたのは、減税補てん債の一括償還、そういうものがありまして使わせていただいたということでございます。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

それでは5番 国井さん。

5番（国井 博君）

5番 国井です。

歳入の38ページをお願いしたいんですけど、款諸収入、項雑入、説明 202番、生活支援ハウス利用料7万 2,000円でございますが、私の知っておる限りでは、10室のうちが現在3名の入園者があると解釈するわけでございますが、合併したらもっと私たちは多くなるんじゃないかと期待しておったわけでございますが、満室にならなくても、せめて60%か70%になるようなということで期待しておるわけでございますが、今後の市の方のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

副議長（戸部 弘君）

健康福祉部長、答弁願ひます。

健康福祉部長（中村 節君）

国井議員さんの御質問にお答えします。

支援ハウスにつきましては、10世帯が入るということで、根尾村のときに建設された施設でございます。現在2世帯入られまして、その予算が使用料で入っておるわけでございます。今後につきまして、議員の皆さん方が、根尾地域に残り8世帯入る施設があるということで、PRをお願いしたいと。そういう点もございまして、私どもも職員といたしましても、やはり広報等、そういうものについて募集をしてみたいと、そんなつもりでございますので、御理解願ひたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

5番 国井君。

5番（国井 博君）

大変よくわかりましたけど、今後とも、ぜひとも市の方でも、もうちょっと啓蒙活動なんかもしていただきまして、さっきも言いましたように、せめて60から70になるような方向でやっていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

市長にお伺ひいたしますが、一つは、先ほど三島議員の質問にありました、樽見鉄道の関係で、先ほど市長から説明をいただきまして、早急に取りかかっていくというお話ですが、県の補助金を受けるには、この市民鉄道に関する協議会を設立する期限というのは、いつが当たっているんでしょうか。それがわかりましたら教えていただきたいと。特にこれまでもいろんなところで論議され、早急に対策をとということを行いながら、なかなか具体化せずに、時期的にずれ込んでいくという嫌ひがありますので、期限がわかればその期限に合わせて、逆算して、今から何をしていくかということが明確になってくるだろうというふうと思ひますので、その点を一つお伺ひしたいと

思います。

もう一つは、91ページに根尾川花火大会の負担金 300万円が組んであります。これは旧糸貫町と大野町との間で根尾川花火大会をやってきて、その負担割合については大野町 6、糸貫町側 4 ということで、町としては 300万円の負担をし、あと 100万円は商工会などの寄附金を充ててきたという形で来ているわけですが、聞くところによりますと、せんだって根尾川花火の実行委員会がありまして、そのときには、この費用負担の割合が 5 対 5 になっていたというような話がありますけれども、その辺はどうなっているのか。今回予算は 300万組まれているので、行政としての負担は今後も引き続きこのようにやっていくのか、そのあたりの方針をお聞かせ願いたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

初めの答弁、市長、お願いします。

市長（内藤正行君）

鵜飼議員の樽見鉄道の市民鉄道協議会の立ち上げの期限でございますが、これにつきましては、当日、赤岩室長が出ておりまして、その点も確認は私しましたが、特に期限はございませんということでございました。それにしても、16年度から事業に採択してもらおうと思いと、そんなにゆっくりはしておれないんじゃないかという気がしております。県としては県単で 8,000万円、三セク鉄道に対する支援をしていこうということで予算化しているわけですし、御存じのように県内には四つの三セク鉄道があるわけでございます。遅かったから出さない、早かったからたくさん出すということもありませんと、こうは申してみえませんでしたので、1カ所 2,000万程度ずつくれるのかなという感じはしているんですが、その中でも神岡鉄道はほとんどうまく運営されているところでございますので、あとの三つが問題でございます。そうした中に、まず協議会を立ち上げて、立ち上げるには将来目標も立てて、これは3年間ということになっておりますが、そして継続して進めていくということが基本でございますので、そういう形で協議会を立ち上げていきたいと、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

副議長（戸部 弘君）

産業建設部長、お願いします。

産業建設部長（服部次男君）

予算については 300万円ということで、行政の方からお出しするのは、そういうことになっておりまして、先般の実行委員会では、予算については今までは四分六ということでやってきたんですけども、合併しまして、人口規模も五分五分という考え方から、今後は五分五分という方向で進むというふうに私は聞いております。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

2点目の花火につきましては、今言われたように、五分五分にするということについては、前の

糸貫と大野という立場ではないんで、将来的にはそれは必要なのかなというふうには思っておりますけれども、けれども予算は 300万組んである。じゃあ、今まで商工会に寄附を集めてもらった 100万円、さらに 100万が要るわけですね。その辺の事情は旧糸貫町の人にはわかっているだろうと思いますけれども、たまたま前のお金が残っているので、それを充てて 500万円にするという形になっていくと思いますけれども、そうしたことについては、毎年 100万円のお金を集めてくださいということで商工会にお願いして、商工会の関係者が集めてもらっていると。そういったところときちんと話し合いをして、今度負担割合を五分五分にしましょうとかいう形でやっていっているのかどうなのか。その五分五分でいくということで、さらに市としての負担が 300万ということであれば 200万円をこれから集めてくださいということですね。ことしについては前の残りがあるからそれを充てる。でも今後は 200万円ずつ集めてくださいということになるわけですが、そういった話し合いが関係者となされているかどうか。そういうことを抜きに決められていっているのであれば、それはいかにも強引過ぎるんじゃないかというふうに思いますが、その辺の経過はどうなんでしょう。

副議長（戸部 弘君）

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

まことに申しわけございませんが、今年度についてはそういう方針でということで進めていきますが、今後につきまして、まだ詳細、そういう商工会等と話し合いは進んでおりません。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

市長にお伺いしますが、どのレベルでこの五分五分というのは決まったわけですか。担当者レベルで決まったのか、トップ同士で決まったのか、あるいはまたさらによそのところで決まったのか。今の説明を聞いておると、どうもよく納得できないような状況があります。だから実行委員会に出た人からも、ええっというような声が聞こえるという状況なわけですが、その経過について、市長の方がわかるかもしれませんので、よろしく。

副議長（戸部 弘君）

市長、答弁。

市長（内藤正行君）

花火の負担についての御質問ですが、私自身もよくそこまではわからない。これは去年の花火が終わりまして、その実行委員会の実績の最初の協議をしましたときに、来年に向けてもやっていこうかということはお互いに話し合いをしました。その負担割合については、大野町の実行委員会は町長さんでございまして、その辺の町長との話、その席で話しているときに、今までどおりでもいいんじゃないですかというような発言もありました。私どもの方の各委員の中からも、今後はや

っぱり半分半分ぐらいでいくべきじゃないかという発言もありましたが、その場では結論が出ませんでして、そのまま終わったんですが、先日、新たに16年度に向けましての実行委員会が、今度は大野町の当番でございますので、大野町で行われたときに、予算としては五分五分の予算で出てきたということでありまして、私もその席にいなかったのですが、関係者の方からそんなことになっておったということをお聞きしまして、これにつきましても、実行委員会の中ではそんな話も出ていたし、五分五分の話になったんだと、このように思っている次第でございます。明確には新年度の予算が、新市になってからの出発点と、こういう形になっていますので、五分五分ということで、先日の産業建設委員会でも、委員の皆様の御質問に対して、今と同じようなお答えをさせていただきました。

この負担につきましては、100万円云々という話が今出ましたが、これも旧糸貫町の実行委員会の御了解を得ないと充てられないことでございますので、そちらの方の話も十分せなしゃいかなですし、産業建設委員会の席におきましても、今度、市としてエリアが広がりましたし、従来から旧本巢、旧真正町の関係の方には、一緒にやりましょうという呼びかけもしておりました経緯があります。そんなことで、商工会の関係の方に、まず三つの商工会の会長さんとも話し合いをしながら、この御負担について協議をして、できれば拡大して負担をしていただくようお願いをしていかなしゃいかなと、このように思っている次第でございます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

22番 川口君。

22番（川口金二郎君）

歳出の方の総務管理費で、44ページですが、全協の方で説明いただいたかと思いますが、警備の委託料で2,230万8,000円の計上ですが、各庁舎の夜間に対する警備のようでございます。これにつきまして、警備的な時間的な問題、あるいは中身的にはどの程度まで警備されるのか、また人員についてはどれくらいであるかというようなことを、ひとつ具体的に御説明をいただきたいと思えます。

副議長（戸部 弘君）

総務部長、答弁願います。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、川口議員の警備の委託につきましても御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず警備の時間でございますけれども、これは5時15分から翌日の8時半までが警備の時間ということになっております。

それから警備員の配置でございますけれども、真正町の分庁舎に1名、糸貫の分庁舎に1名、根尾の総合支庁に1名というような配置でございます。それから、この本庁舎につきましても、職員が宿直を行っているということでございます。これは夜間のみでございます。昼間は行っておりま

せん。特に真正分庁舎、糸貫分庁舎、根尾につきましては、昼間は土日ですけれども、これは職員で行っているということでございます。そういう管理でございます。

それから内容でございますけれども、ある程度の簡単な届け出、夜間におきますところのいろんな諸届け、そういうものも仮受け付けができる程度の形で行えるということになっております。本受け付けはまた翌日ということになりますけれども、仮受け付けで預かっておくことのできる内容になっております。以上です。

副議長（戸部 弘君）

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

それでは、これまで長い時間にわたっているいろいろな場所で論議をされてきました。その中で特に明らかになった問題として、一つは、この今回の予算をつくるに当たってのいろいろな手法、その中で特に問題としては、例えば委員会の構成だとか、そういうことも含めて、この市の機構にかかわる問題があったと思います。

それから第2点としては、その中で増税にかかわる問題、それは市民に直接直撃する部分が含まれており、そうした諸点にわたって説明をしてきたところですが、そういう点での内容の変更がないということで、今年度の一般会計予算については反対をいたします。以上です。

副議長（戸部 弘君）

次に原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

24番 小川君。

24番（小川幸雄君）

この予算につきましては、やはり合併協議会等で検討されました建設計画等に基づいて立案されておりますし、それからそれぞれ各委員会をつぶさに検討をされてきておると思います。したがって、各委員長から御報告がありましたように、すべての委員会でこれは賛成しておるというようなことでありますので、全体としても私は賛成する立場で討論をさせていただきます。以上です。

副議長（戸部 弘君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議第52号 平成16年度本巢市一般会計予算についてを採決します。

議案第52号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第52号 平成16年度本巢市一般会計予算については可決することに決定しました。

日程第14 議案第53号及び日程第15 議案第54号（委員長報告・質疑・討論・採決）
副議長（戸部 弘君）

日程第14、議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてと、日程第15、議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを、一括議題といたします。

議案第53号、議案第54号は環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に、審査の経過並びに結果の報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算については、税の滞納総額が1億7,000万あり、税の公平性から、徴収に一層努めてほしいとの要望が出されました。

また、論議の中で、一般会計、他会計からの繰入額についての論議がありました。その点についての論議は平行線の部分もあり、数字的にはっきりしなかった経過もありましたが、そうした中で、国民健康保険税をもっと値下げできないかというような意見があり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定したことを御報告いたします。

また、議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算については、医者にかからないよう予防事業に努めてほしいとの要望が出されました。反対意見がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、付随する委員会報告をこの続きでさせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

当日の委員会では、午後1時から法林寺地内の産業廃棄物搬入について経過説明を受けた後、現地を視察いたしました。地元自治会長から、行政で搬入をやめさせるよう強い要望を受けました。また、本巢市七五三地内に、平成16年17年度継続の社会福祉法人井ノ口会の老人介護施設建設予定地、旦内地内の砂利採取現場等の視察を行いました。この件につきましては、休会中も継続的に審議できるよう委員会で取りまとめましたので、議会としてそのような手続をお願いするよう、あわせて御報告をいたします。

以上、環境福祉常任委員会が付託を受けた案件等についての報告を終わります。

副議長（戸部 弘君）

議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1点だけお伺いいたしますが、今委員長報告でもありました一般会計からの繰り入れについて、法定の繰り入れ、またその他の繰り入れであるわけですが、今の本巢市の状況を考えると、合併協議によって国保税については現段階では低い方で調整をされている。そのことから考えてみれば、一般会計からの繰り入れというのはある程度の額に上っているのではないかと思うんですね。全国平均を見ますと大体10%余りというふうに聞いておりますが、それと比べて委員会でどんな話がなされたのか、どういう数字が明らかにされたのかをお伺いしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

環境福祉常任委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

お答えをいたします。

以上の点につきましては、これは自治省が出しております地方財政白書、これの14年度の決算結果が一番新しい結果でございますが、その結果につきましては今の御質問のとおり10.4という数字が出ております。ただ、そのことを論議をいたしました、その中での詳細な数字は出ておりません。したがって、その後の調査及び報告は行政の答弁を待ちたいと思います。以上です。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

一般会計からの繰り入れ基準といいますが、それにつきましては法定繰り入れということで、税の軽減分とか、職員給与費分とか、そういったのはいわゆる法定繰り入れ分ということで認められておりますが、それ以外の法定外繰り入れ、本来税で補うべきものが補えないという、いわゆる赤字補てん分についてはその他繰り入れということで、この予算に2億3,300万ほど計上させていただいております。先ほどの全国基準といいますが、10.何%ということですが、こういった一般会計からのその他繰り入れの基準は設けられておりませんので、各保険者で判断して予算執行をしているということですので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

だから本巢市として判断をして、何%出ているかということとはわかりませんか。

副議長（戸部 弘君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

総額が27億 6,000万円の中から、その他繰り入れが2億 3,372万 7,000円ということであり
ます。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告
どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第53号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
は、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告
どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第54号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
は、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。2時20分から再開をいたします。

午後 2 時08分 休憩

午後 2 時20分 再開

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は47人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第55号から日程第22 認定第3号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

日程第16、議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算についてから、日程第22、認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてまでを一括議題としたいと思います。

議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、認定第1号、認定第2号、認定第3号は、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、ただいまから委員長に審査の経過並びに結果について報告を願います。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算について、議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算について、議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算について、議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算について、認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算について、認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算について、認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算について、以上7議案は、慎重に審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

また、午後3時から真正地区浄水場2カ所、糸貫地区浄水場1カ所、真正地区道路改良要望箇所2カ所、糸貫・北方境道路改良工事箇所、旦内地区砂利採取場現場を視察いたしました。

以上、産業建設常任委員会が付託を受けた議案を慎重にそれぞれ審査・審議をしましたので報告いたします。

副議長（戸部 弘君）

議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第55号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

29番 竹中さん。

29番（竹中光夫君）

2点をお聞きしたいと思います。

分担金及び負担金の本年度予算額は1億3,293万1,000円であります。それをほとんど支払われろということで、支払い明細の方にそれぞれ本年度の財源内訳ということで、その他分担金ということで書いてあります。これを足しますとどうしても、私の間違いかもわからんですけども、1億1,215万8,000円にしかないんですが、2,000万くらいどうしても合わないんですが、説明をお願いします。もう1点、それからお願いします。下水道処理施設が今、下福島、弾正、いろいろありますが、それぞれ下福島、弾正、小弾正、北野まで結構ですが、供用開始された時期をもう一回教えていただけないですか。前に説明で出たかと思いますが、聞き漏らしていますので、もう一回教えてください。

副議長（戸部 弘君）

初めの問題、産業建設常任委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

ただいまの御質問の件は、委員会としては質問はありませんでした。この件につきましては執行部の答弁をお願いします。

副議長（戸部 弘君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

お答えいたします。

分担金の金額が、予算では1億3,293万1,000円ということで、説明の欄にその内訳を書かせていただいております。計算でそういうふうになると思いますが。

29番（竹中光夫君）

幾ら足しても 2,000万くらい、私、合わなかったんですけども。

上下水道部長（林 賢一君）

今の分担金に仮受金を加えていただいて、予算の分担金ということで1億 3,293万 1,000円になるかと思います。

〔発言する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

ちょっと時間がかかるようですから、暫時休憩をいたします。

午後 2 時31分 休憩

午後 2 時33分 再開

副議長（戸部 弘君）

それでは再開をいたします。

上下水道部長（林 賢一君）

東外山地区の分担金、9ページの歳入の分の、東外山地区受益者分担金につきまして 3,780万円、一応ここで見込んであるんですが、そのうち事業で使わせていただくのが 1,674万 4,000円ということで、その分と日当地区の受益者分担金が少し減額になってございます。その分が今一般財源として使うということで、その分が差し引きして減額になっております。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

竹中さん、29番。

29番（竹中光夫君）

今、分担金で上げるだけのものじゃなかったものが上がっているということなんですか、ここに、1,600万だったということで。

副議長（戸部 弘君）

暫時休憩します。

午後 2 時35分 休憩

午後 3 時06分 再開

副議長（戸部 弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑を続けていただきたいと思います。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

竹中議員の、分担金の財源内訳についてお答えいたします。

旧本巢町におきましては、事業の分担金につきまして、完了年度の翌年度に徴収するということ

で条例がなされている経緯がございます。昨年度におきまして、東外山地区、日当地区の2地区が事業完了をされております。そうした中で、本年度、その分担金について徴収をさせていただくということで、今回予算で計上をさせていただいております。一般的には、事業年度につきましてはその分担金のかわりに一般財源で賄われてきたという経過がございます。今回、分担金を徴収させていただく中、現在の東外山地区、日当地区におきます事業費の中では充当先がないということで、今回一般財源と相殺をさせていただいておるといふことで御理解を願いたいと思います。

それから2点目の各地区の浄化センターの供用開始の日でございますが、まず初めに下福島浄化センターにつきましては平成10年7月、弾正西浄化センターにおきましては平成12年7月、小弾正浄化センターにつきましては平成8年4月、北野春近浄化センターにつきましては平成10年4月、早野浄化センターにおきましては平成13年6月、高尾平野浄化センターにつきましては平成13年4月の供用開始となっております。以上で終わります。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

今の分担金についてはわかりました。

あと、供用開始されている時期を見ますと、施設管理費に対して使用料収入がそれぞればらばらなんですね。10年1月の下福島地区の使用料収入は、管理費に対して64%です。弾正西が12年7月の使用開始で、使用料収入が70%です。小弾正地区は8年4月に供用開始されておりながら、使用料収入は46%です。それから北野春近は10年4月に供用開始されて、45%の使用料収入です。早野高尾については13年ということで、使用料収入が少ないのは当然かと思えます。大分ばらつきがあるんですけども、使用料収入というのは、管理費の100%になるのは目標じゃないかなと思うんです。100%はちょっと難しいと思いますけれども、せめて80%までぐらいには持っていくべきじゃないかなと思うんですが、それにしても、いいところと悪いところが、余りにも差がありますもんで、この辺についてぜひ平準化されるよう努力されることを希望して、質問を終わります。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第56号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第57号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

予算書の2ページをお願いいたします。

継続費の第5条というところで、資本的支出で総額20億 7,379万 2,000円あります。その後ろに15年度から22年度までに分けて金額がそれぞれ書いてありますが、どのような工事をどこでやられるのか、お尋ねをいたします。

その次の3ページですが、企業債の関係で利率が5%以内というふうになっております。これまで見せていただきました一般会計の起債、あるいは公共下水の起債、農集排の起債、全部3%以内になっているのですが、なぜ水道だけ5%以内の高い起債を起こされるのか、その点についての見解をお尋ねしたいと思います。以上。

副議長（戸部 弘君）

上下水道部長、答弁願います。

上下水道部長（林 賢一君）

それではお答えいたします。

2ページの継続費でございますが、これにつきましては、本巢地区におきます本巢簡水と文殊簡水を本巢上水ということで切りかえを計画させていただいております。その分についての継続費ということで、ここに計上をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3ページ目の利率5%につきましては、少し時間をいただきたいと。ちょっと聞いてみますので、よろしくお願ひします。

副議長（戸部 弘君）

暫時休憩いたします。

午後3時17分 休憩

午後3時22分 再開

副議長（戸部 弘君）

それでは再開をいたします。

ただいまの出席議員数は47名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道部長、答弁願います。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、3ページ目の利率5%につきましては、現在一般会計でもなっております3%以内ということでお借りしていきたいということで考えておりますので、5%以内ということで借りていきますので、御了解を願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

48番。

48番（三島智恵子君）

ちょっと意味がわかりませんので、もう1回お尋ねいたしますが、一般会計やなんかは3%なので、3%でいきたいということは、この数字を3%以内に直してくださるということですか。ちょっとお聞きしたいのですが、もう1回。

副議長（戸部 弘君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

この5%につきましては、今までの予算に合わせて5%以内とさせていただいておりますので、次回からにつきましては3%以内ということでやらさせていただきますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

そういうことなら結構ですが、今回も、今年度についても、ここには5%以内というふうに書いてありますけれども、ぜひ安い金利の起債を起こしていただくよう、最大限の努力をお願いして終わります。

副議長（戸部 弘君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第58号 平成16年度本巢市水道事業会計予算については、委員長の報告どおり可決することに決定しました。

認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第1号 平成15年度本巢町上水道事業会計決算については、委員長報告どおり認定することに決定しました。

認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第2号 平成15年度真正町水道事業会計決算については、委員長の報告どおり認定することに決定しました。

認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算についてを採決します。

本議案に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、認定第3号 平成15年度糸貫町上水道事業会計決算については、委員長の報告どおり認定することに決定しました。

お諮りいたします。議案第59号 物品売買契約提携について（コミュニティバス購入）と、本巢市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員の選任についてと、閉会中の継続審査申し出書を日程

に追加し、追加日程第23、議案第59号 物品売買契約締結について（コミュニティバス購入）、追加日程第24、本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員の選任について、追加日程第25、閉会中の継続審査申出書を議題とし、日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって議案第59号と、本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員の選任についてと、閉会中の継続審査申出書を日程に追加し、追加日程第23、追加日程第24、追加日程第25として議題にすることを決定をいたしました。

ただいまから追加議事日程表と追加議案書をお配りいたします。

〔資料配布〕

追加日程第23 議案第59号（上程・説明・質疑・討論・採決）

副議長（戸部 弘君）

これより、追加日程第23、議案第59号 物品売買契約締結について（コミュニティバス購入）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

議案第59号の提案につきまして、追加提案をお認めをいただきまして、まことにありがとうございます。

これは、ただいま議長より御紹介ございましたように、コミュニティバスの購入、物品売買契約の締結についてでございます。かねてより御議論いただいておりますコミュニティバスを10月から運行したいというふうに思うわけでございますが、このバスの購入は、こちらへの物品納入までにはかなりの期間を要しますので、本議会で議決をお願いしたいと思う次第でございます。バスは既に御協議を願ってまいっておりますが、日野リエッセ・ステップリフトバス2台でございまして、契約の方法は随意契約ということで、9月17日納入でございます。契約金額は2,982万円ということでございます。契約の相手方は、岐阜日野自動車株式会社本巣支店ということでございます。よろしく御審議くださいまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

副議長（戸部 弘君）

議案第59号の補足説明を求めます。

企画部長、補足説明をお願いします。

企画部長（高橋武夫君）

それでは議案第59号につきまして、補足説明をさせていただきます。

今市長が提案理由の説明で申しましたように、これにつきましては御存じのように、合併に伴います最重点プロジェクトの一つでございます公共交通機関のネットワーク化ということで、このバスの運行を10月1日から実施するに当たりまして、購入の議決をお願いしたいというものでござい

ます。

内容につきましては、説明させていただきますが、車種等につきましては議会の特別委員会、また全協等においても議論を願ひまして、最終的には日野自動車の日野リエッセ・ステップリフトバスということでございまして、2台の購入の御審議を終えているものでございます。契約の相手方につきましては、本巢市軽海1325番地1、岐阜日野自動車株式会社本巢支店 支店長 大八木悟氏との関係でございまして、6月23日付で仮契約を締結しておりました。本契約を締結いたしたく、議決をお願いするものでございます。当社との随意契約につきましては、まずこの車種につきましては、特殊な装備といたしまして車いす用の電動リフトの装備を装着しておりまして、保守、それから修理等につきましては、他社では、こういうものを聞いたら、こんなふうであるということと、また、車両等に万が一不測の事態が生じた場合においては、本巢の市内唯一の日野のディーラーでもございますので、迅速に対応ができるかということで、ぜひお願いをするものでございます。以上のようなことから、行政といたしましては、一社随契が適正であると判断いたしまして、きょうお願いするわけでございます。

それから、このバスの仕様、また概要につきましては、お手元の資料の概要書によりまして簡単に説明をさせていただきますので、ごらんを願ひたいと思います。

まず車種につきましては、今言いましたように、日野リエッセ・ステップリフトバスということでございます。ツーステップのバスでございます。それから寸法につきましては書いてあるとおりでございます。長さ、幅、高さが表示してございます。それから定員につきましては37名ということで、内訳としまして、座席でございますが15席、それから21というのは立ち席でございます。それからプラス1が乗務員、運転手の席でございます。合わせまして37名の定員でございます。エンジンにつきましてはディーゼルエンジンということでございまして、そこに書いてございますように、平成15年度の新短期規制対応車ということで、ディーゼルエンジン車につきましては、排気ガス中に含まれます窒素酸化物を、ガソリン車並みの排出量に段階的に制限する規制でございます。それにその規制車を購入するというものでございます。排気量、馬力等についてはそこに書いてあるとおりでございます。それから5番としてサスペンションということでございまして、総輪ということで、全部のタイヤにつきましては、エアサスペンションといふようになっております。それから6番目でございますが、特別仕様でございます。主なものがここに書いてございます。まずLEDの表示器ということで、これは電光掲示板でございます。前面と後ろと真ん中と、乗り口でございますが、そこにやることと、それからワンマン放送装置ということで、こういうものをやると。それから、ワンコインを現在予定しておりますが、それに伴います運賃箱、それから停留所名の表示器、それから市の指定デザインの塗装とか看板、張り看板ですが、これはシールで張るものでございます。それから、その下のステップの高さの変更ということで、通常のは初めに書いてあります、35センチ・16センチ・16センチというふうに書いてございますが、この下の図面が、断面で切った図面がありますが、これの前側の方ですが、出口の方側の寸法が書いてございます。これを改造しまして、一段目を35センチを29センチに低くすると。それから2段目を22センチとい

うことでちょっと高くして、あと16センチは一緒にございます。そんなようなことにするというのと、それから床材についてはノンスリップということで、スリップどめを行うと。それからあと室外のスピーカーとか照射灯、それから扉の確認装置等がつけてございます。この辺でできるものについては、市内の業者を育成というか、そういうこともありましたので、できるものについて、系貫にありますレシップという会社がございますが、この日野自動車からここへ委託していただくというふうに思っております。

そんなようなことでございまして、この概要書につきましては簡単に説明させていただきましたが、それから議案書の方へ行きますと、納入場所については市役所ということでございまして、契約の方法については随意契約。それから納入期限については、今年の9月17日としまして、10月1日の運行を目指すものでございます。契約金額につきましては、同じ車種で2台分でございます。2,982万円で契約するものでございます。これには、この特別仕様とか改造費等も含んだ金額でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いします。

副議長（戸部 弘君）

これに対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

何年かするとまた買い換えということになってくるわけですが、そのときも同じ車種ということであれば、ずっと随時契約でやっていくということでしょうか。

副議長（戸部 弘君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

このバスの耐用年数等については、ちょっと今研究してございませんが、これ何年もつかわかりませんが、次契約するときについては、またはそのときにいい車が出れば切りかえていくと。

46番（鵜飼静雄君）

聞いたことに答えて。次も同じバスを買うんだらということでお伺いしておるんで。

企画部長（高橋武夫君）

バスの車種でございますか。

46番（鵜飼静雄君）

回数には含めんといてね。何年かして買いかえるときに、同じ日野のバスを買うということになったとすれば、今回と同じように随意契約でずっとやっていかれるつもりなのかということですか。

企画部長（高橋武夫君）

今回につきましては特殊な装備もついておりますので、そういうこととなりますが、次回買うときについては、またそのときはそのときの方法で検討はしていきたいと。今から次は随意契約でまたやるということは、ちょっとお答えできませんが、今回につきましてはそれで初めてでございますし、こういう特殊な装備もついておりますので、一社随契で行っていくと。今言われますように次回については、またそのように考えていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

46番。

46番（鵜飼静雄君）

今改めて言われたように、特殊な装置がついているから、あるいは保守点検が他社では困難だからという理由で随契だというふうに言われた。であれば、次のときでも同じことじゃないですか。ずっと随契でしかやりようがないということでしょう、今の執行部の考え方とすれば。そうすると、これだけの金額のものを本巢市は常に業者と随意契約でやっていくということを宣言するのとある意味では同じだと思うんですね。だから、本当に特殊な装置がついているからよそではできないんだ、保守点検もよそではできないんだというふうに言われれば、よその業者は怒るんじゃないですか。市内にはいろんな自動車の関連の業者はいると思うんですよ。そういう人たちにはもう特殊な装置はできないんですよということを言っているのと同じことなんですね。だから本当に、今回どうして随意契約でなければならなかったのか。ここでしか不可能だという理由が明確になされた上での、今回やむを得ず随契にしたんだという説明があればいいんですけども、先ほどの説明ですと、周りからいろいろ苦情が出るのではないかというふうに私は思いますが、どうでしょう。

副議長（戸部 弘君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

大変説明足らずで申しわけございませんが、実は当初は三菱の車でという話をしておりまして、6月8日に特別委員会が開かれまして、このときに車種の変更もお願いしたわけでございます。それから本当に日にちもないということでもございましたので、今回市内に唯一ありました日野ということに決まりましたので、そこをお願いすることになったわけでございます。随契の理由としましては、日にちも、10月1日ということが決まっておりますので、これに間に合うようにということで今回の議会の最終日にお願いしたという経緯でございますので、どうぞ御理解の方お願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

時間が本当になかったかどうかというのはちょっと疑問に思いますというのが一つと、それと最

初に言われた随契にした理由はもう取り消しですね。だから少なくとも今言われたのは、時間の問題を一応中心に言われたので、ということはもう今回は例外的な措置で、次からは必ず入札をやっていくというふうに理解しておけばいいですか。そうでないと言うのであれば、今の理由をまた納得できないという話になりますが。

副議長（戸部 弘君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

一番大きな問題につきましては、今説明させていただきましたように、時期的なことについても日にちがなかったということが主になりますし、それからもう1点につきましては、この日野自動車については本巢市内に唯一ございます。そしてそこから通すということで今回お願いしたわけですが、鷓飼議員さん言われますように、次回につきましてはそのときには検討しますが、本当に一社随契、なかなか難しい理由でございます。我々としてもこれが入札が適するかどうか、または一社随契が適するかどうかということもいろいろ悩んだわけですが、今回は時期的にもないということもありますので、一社随契でお願いしたいということでございます。お願いします。

〔挙手する者あり〕

副議長（戸部 弘君）

45番 瀬古孝雄君。

45番（瀬古孝雄君）

関連でございますけれども、今話を聞いておりますと、随意契約はこのまま行くんだというふうに取りれるわけです。今回は期間がなかったからしたということ、納得はできんけれども、それはそれなりの理由でできるということで通りますけれども、この次に新車にした場合に、またそういうような意向が見えるわけやな、今。それはおかしいし、それから生産しておる日野やなけなできんというのはとんでもない話であって、幾ら日野自動車であっても、民間の本巢市の日本巢町の中にもそういう会社がありまして、それがしよったでできんということを言っておると一緒なんです。そういうことの言葉遣いは謹んでもらいたいし、現実に日野で生産したものは日野で買わならんということはないわけですし、当然民間のそういうディーラーじゃなくても、同じ規格のものが安く入る場合というのは十分ありますよ。それで僕は鷓飼さんの質問されたことに対しまして、何年か先の、10年先か5年先か知らんけれども、その先にも随意というようなふうにも聞こえたもんで意見を言いましたんですが、その辺はどう考えておられるんですか。

副議長（戸部 弘君）

企画部長、答弁願います。

企画部長（高橋武夫君）

大変申しわけないんですが、次回につきましては、先ほど鷓飼さんが言われますように入札でいきたいというふうに思っております。今回につきましては、日にちがなかったということで随意契

約でお願いしますが、次回につきましては入札で持っていくというふうにしたいと思います。

副議長（戸部 弘君）

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 物品売買契約締結について（コミュニティーバス購入）を採決します。

議案第59号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立です。したがって、議案第59号 物品売買契約締結について（コミュニティーバス購入）は、可決することに決定しました。

追加日程第24 本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員の選任について
副議長（戸部 弘君）

引き続き追加日程第24、本巣市議会の議員の選挙区等検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、指名をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

配付してあります委員名簿のとおり選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

したがって、指名したとおり選任することに決定いたしました。

これより特別委員会委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。

隣の全員会議室を利用させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩といたします。

午後 3 時48分 休憩

午後 4 時05分 再開

副議長（戸部 弘君）

ただいまの出席議員数は47人です。休憩前に引き続き会議を開きます。

本巢市議会議員の選挙区等検討特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長に白木健君、副委員長に臼井茂臣君です。以上のとおりであります。

日程第25 閉会中の継続審査申出書について

副議長（戸部 弘君）

追加日程第25、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

環境福祉常任委員長から、法林寺地内産業廃棄物等の問題について、閉会中の調査または審査する必要があるため、会議規定（規則）第 104条の規定による申し出であります。委員長からの申し出のとおり、さらに閉会中継続審査することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、閉会中継続審査することに決定をいたしました。

閉会の宣告

副議長（戸部 弘君）

以上をもって、本定例会に提出されました案件は、すべて終了いたしました。

これをもって平成16年第3回本巢市議会定例会を閉会いたします。

15日間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。

午後 4 時08分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員